

ゴールに用ふる柱棒は幅2寸厚さ3寸を越えざる角材とす、網はゴール後方の地上に張りゴール・ポスト及びクロスバーに結着す、網の網廻りは木或は他の材料よりなる數個の支柱をもつて固定す支柱は地上18寸以上を越ゆべからず。

第5條 ストライキングサークル (Striking Circle) ゴールの正間(ゴール・ラインに直角に) 15分のところにゴール・ラインに平行なる4分の直線を引き次にゴール・ポストを中心にゴールの左右各15分の半徑を以て弧を描きさきの4分の直線及びゴール・ラインとの間を結ぶべしゴール・ライン及びこれ等の線にて圍まれたる地域をストライキング・サークルと稱す。

第6條 ボール (Ball) は白色に塗られたるレーザ・クリケット・ボールまたは白皮製のものを使用す、グラウンドに積雪の場合は塗らざる赤皮製のクリケット・ボールを使用することを得、重量は5オンス半とす。

罰則 審判官は規定以外のボールの使用を禁す。

第7條 スチック (Stick) はその左側のみ平面を有す、スティックの頭部(接合部より先の部即ち曲屈しある部分)には鋭き角を附し、挿入物をなし堅き木及びこれに類するものを當てはめ或は特に鋭き先端を造り危険なる木片を附する等、總て危険性を有せしむべからず。

スティックの太さは徑2寸のリング内を通過し得るものとす、外徑4寸の護謨製リングを使用することを得、但し全量は28オンスを越ゆべからず、スティックの先端を角形に切り、或は尖らすべからず、丸形とすべし。

罰則 審判官は本條に示されたる規定に反するスティックを以て競技することを禁すべし。

(注意) スティックの頭部に醫術用の

テープ等を使用する時は2寸リングを通過し得べき程度以内なればその使用を許す。

第8條 靴 (Boot/sock) にスパイク或は釘等危険性あるものを附着すべからず。

競技方法

第9條 ブリーオフ (Bully-off) 競技者は兩チームより一人宛の競技者がセンターに於て球をブリーする事に依り開始せられる。(尚ブリーは得點のありし都度及ハーフ・タイム後競技開始の時にも行ふ)

ブリーを行ふには最初のスティックを以てボールの側にて自己の陣地の地面を打ち次にボールの上にて相手のスティックを打ち合はす、かくする事三回の後兩者何れかボールを打撃するものとす、かくして一般の競技に移るべし

總てブリーを行ふ二人の競技者はサイド・ラインに直面して立ち他の競技者はボールより自己のゴール・ラインに近き場所に位置すべし(ペナルティー・ブリーの場合を除く) またブリーを行ふ競技者より3寸以内に近づくべからず、サークル内における普通のブリーはゴール・ラインより5寸以内にて行ふを得ず。

罰則 本條に反したる時はブリーを繰返す。

第10條 ゴール (Goal) 攻撃者がストライキング・サークル内にあるボールを打撃しまたはそのスティックに觸れたる後完全にゴール・ラインを越えゴール・ポストの間クロス・バーの下を過ぎたる時は得點となる、なほこの場合ボールが守備者のスティックまたは身體に觸れ或は打撃せられてゴールに完全に入りたる時も得點となる、萬一柱横木(ゴールポスト、クロスバー)が轉位したる時は審判官の判斷に依り規定のゴールの在るべき位置と認むる處を

通過したる時は得點を與ふべし。

(註) 一回の得點を一點とし、本條末項『萬一柱、横木が轉位し云々』の規定はゴールが試合中その位置を轉じ或は横木などが柱より解脫して下りたる時の如き場合のことを示す。

第11條 オフサイド (Off-Side) 競技者がボールを打撃しまたはゴールインをなす瞬間においてその者より相手方のゴール・ラインに近き位置にある味方の競技者は何れもオフサイドなり但しそれらの競技者よりも相手方ゴール・ラインに近き所に三名以上の相手の競技者ある時はこの限りにあらず。

競技者がオフサイドの位置にある時は相手の一人によりボールに觸れ或は打撃せらるゝ迄はボールを操作しまたは何れの競技者とも共に競技にたづさはる事を得ず。

オフサイドは自己のグラウンド内にては起らず又ボールが相手方よりと味方よりとを問はず打撃の時自己の位置より相手方のゴール・ラインに近き處より觸れ或は打たれたるものなる時はオフサイドとならず。

罰則 オフサイドの反則に對してはサークルの内外を問はず反則の起りし地點において相手方にフリー・ヒットを與ふ。

競技細目

第12條 一般細目 (General Detail)

ボールは捕へ(但し瞬時に放ち垂直に地上に落下せしめざるべからず)或は止むることを得、然れどもスティックによるの外これを拾ひ上げ、運び、蹴り投げ、叩き上げ、後へ戻すことを爲すべからず。

競技者はボールを止むる時の外身體衣服の如何なる部分と雖も競技に利用すべからず、もし足がボール停止のため使用せられたる後はその行爲終るや直にボールより離さざるべからず。

スティックは圓き背面を利用すべから

ず、また襲撃し、蹴り、衝突し、向脛を打ち、踏かし、身體を以つてする妨害及び引掛けることを禁す、ボールを打撃し得る距離内では、相手のスティックを引掛けることは差支なし、スティックを故意に打撃することを得ず。

相手とボールの間に入りて妨害し、または相手の身體或はスティックに觸れる前にボールに觸れ得る場合の外相手の左側よりタックルするを得ず、また如何なる方法に依るも自己の身體を障害のために使用すべからず。

ゴール・キーパーはゴール前に向つて打たれたるボールを止むる際垂直に落ちざるも審判官が平手を用ひて止めたるものが跳返りたりと認むる時は罰せらるゝことなし、ゴール・キーパーは自己のストライキング・サークル内にてはボールを蹴ることを得、ペナルティーブリーの當事者たる時は前記の二つの特權は許されず。

競技者は如何なる方法にてもスティックを所持せずして競技にたづさはることを得ず。

ゴール・キーパーの経當または競技者の衣服の内にボールが入りたる場合は直ちにゲームを中止しその場所に於てブリーを行ふ可し。(規定第9條引用)

罰則 罰則は次の通りである。

(1)サークル外の場合——本條の反則に對しては反則の起りし地點にて相手方にフリー・ヒットを與ふ。

(2)サークル内の場合——(イ)攻撃方が反則したる時は防禦方にフリー・ヒットを與ふ、(ロ)防禦方が反則したる時は攻撃方にペナルティー・コーナーを與ふるか、或は反則の起りし地點にてペナルティー・ブリーを行はしむ、ペナルティー・ブリーを行はしむる場合は故意に反則をなすか又はその反則なかりせば當然ゴールすべしと推定さるゝ場合に限るものとす。

(3)サークルの内外の場合——兩軍

二名の競技者同時に反則したる時は審判官は反則の起りし地點にフリーを行はしむ。(第9條参照)

第13條 スチック(Stick) 競技者はボールを打撃する際打撃の前後を問はずスチックの如何なる部分にても肩より擧ぐる事を得ず。

罰則 サークルの内外——兩軍二名の競技者同時に反則したる時は審判官は反則の起りし地點にてフリーを行はしむ。

第14條 アンダー・カツチング(UnderCutting) 競技者は故意にアンダー・カツト(球を下より切る如き打ち方にて空中に飛ばす事)をなす事を得ずスクープ・ストローク(掬ひ上げる)に依りボールを上げる事を得(第15條に規定さるゝことを除く)然し審判官が危険と看做し又は危険なるプレーに導くと看做したる特別の場合には反則とす、空中にあるボールを打撃することに就いては罰するものにあらず。

罰則 第13條 第14條

(1)サークル外=反則の起りし地點にて相手方にフリー・ヒットを與ふ。

(2)サークル内=(イ)攻撃方反則したる時は反則の起りし地點にて防禦方にフリー・ヒットを與ふ。(ロ)防禦方が反則したる時は攻撃方にペナルティー・コーナーを與ふるか或は反則の起りし地點でペナルティー・フリーを行はしむ。

但しスチックの場合は唯ペナルティー・コーナーを與ふのみとす。

ペナルティー・フリーを行はしむる場合は故意に反則をなすか又はその反則なかりせば當然ゴールすべしと推定さるゝ場合に限るものとす。

第15條 フリー・ヒット(Free Hit) の場合は他の競技者は打撃者より五ヤード以内にあることを得ず審判官が五ヤード以内立てる競技者が時間を費す目的な

りと認むる時は競技を停止せざることを得ずあるべしフリー・ヒット後打撃者は他の競技者がボールに觸れるか或は之を打撃するまでは競技に參與すべからずフリー・ヒットはボールを完全に打撃せざるべからず、スクープ・アップ(掬ひ上げ)は許されず若し打撃を失敗したる時はスチックの反則をせざれば再び繰り返すべし。

(註)フリー・ヒットの失敗は打撃者が空く球に當て得ざりしことをいふ。

罰則 フリー・ヒットの場合他の競技者が打撃者より5ヤード以内にある時は審判官は再び打撃を行はしむべし、但し、本條において特に規定されある場合を除く、フリー・ヒットの當事者は打撃したる後他の競技者に觸れまたは打撃せらるゝ前に競技に参加せし時。

(1)サークル内=ペナルティー・コーナーを與ふ。

(2)サークル外=相手方にフリー・ヒットを與ふ。

ボールを正式に打撃せざる場合。

(1)サークル外=相手方にフリー・ヒットを與ふ。

(2)サークル内=ペナルティー・コーナーを與ふ。

第16條 ペナルティー・ブリー(Penalty Bully)は反則の起りし場所にて反則者と相手方チームより選抜せられたる一競技者とによつて行はるゝものとす。

但し反則者が出來ざる様になりたる場合或は反則者が不正行爲のため中止せられたる場合は防禦方の他の競技者により反則者とかはり行はるゝものとすその間他の總ての競技者はペナルティー・ブリーが完了するまでその場所に最も近き25ヤード外に位置せざるべからず、しかしてブリー中その線を超えることを得ず。

ペナルティー・ブリー實施中ボールが反則者のスチック、身體に觸れてゴ

ール・ポスト以外のストライキング・サークル内のゴールラインを越えし時はペナルティー・ブリーは再び繰り返さる。

ボールの反則者のスチック、身體または攻撃者のスチックによりゴール・インしたるときは攻撃チームはペナルティー・ゴールを得、その他總べての場合においてボールがストライキング・サークル以外に出でしときは直ちに最近の25ヤードラインの中央にてフリーを行ひ競技を再開すべし。

罰則 (イ)反則者が各條の規定(第9條を除く)を犯したる時攻撃方にペナルティー・ゴールを與ふ、ペナルティー・ゴールは普通の得點に同じ(ロ)攻撃方より選ばれたる競技者が各條の規定(第9條を除く)を犯したる時は防禦方にフリー・ヒットを與ふ。(ハ)兩軍の二人の競技者が同時に各條の規定を犯したる時はフリーを繰り返して行ふ。

第17條 ロール・イン(Roll-in) ボールがサイドラインを越えて場外に出た時は最後にボールに觸れたる競技者の相手方の競技者はボールを手に持ちボールが越えしサイド・ライン上の點より任意の方向に地面に沿ふ様に(反跳せしむべからざる)轉がし入れ、(ロール・イン)競技を續行すべし。

他の競技者はボールがロールインするものゝ手を離るゝや直ちに7ヤードラインを横切ることを得、ボールは直ちにロールインせざるべからず、この間他の競技者(身體及びスチック)は7ヤード以内及びサイド・ライン外に位置すべからず。

審判官がこの制限區域に立つ競技者にして時間を費す目的なりと認むる時は競技を停止せざるべし。

ロールインを行ふものは兩足及びスチックをサイドライン外に置くを要し他の競技者がそのボールに觸れたる後競技に參與することを得。

罰則 (イ)ロール・インを爲す競技者反則したる時は相手方の一人はロール・インを行はしむ(ロ)他の競技者反則したる時は本條において特に規定しある場合を除き再びロール・インを行はしむ。

第18條 ビハインド(Behind)(1) ボールが攻撃の一人によりゴール・ラインの後方に打ち出され或はそのスチック、身體に觸れて出たる時及び防禦方の25ヤードライン以外に位置せるその一人により審判官が無意識と認めたる動作により以上の如くゴール・ラインの後ろに出される時はボールをその出でし點よりゴール・ラインに直角なる方向に25ヤード線上に置きフリーを行ふ。

(2)ボールが防禦方の25ヤード以内位置せるその一人のスチック或は身體に觸れ審判官が無意識と認むる動作によりゴール・ラインの後方に出されし時は攻撃方にコーナーを與ふ。但し第10條に規定せるゴール(得點)のありし場合を除く。

(3)ボールが防禦方の競技者によりゴール・ラインの後方に出されたる時審判官が故意と認めたる時は攻撃方にペナルティー・コーナーを與ふ。

第19條 コーナー(Corner)攻撃方の一競技者は最近のコーナー・フラッグより3ヤード以内のサイドライン又はゴール・ライン上より味方に向つて打撃をなす、この際防禦方の地點の全員は自己のゴール・ラインの後方(足及スチック共に)攻撃方の他の全員は防禦方のサークルの外側に同様に位置せざるべからず。

コーナー・ヒットの際競技者は打撃者より5ヤード以内に位置すべからず又コーナー・ヒットより得點する爲には攻撃方の一人がそのボールを地上に一度制止(絶對の固定静止にあらず)せしめたる後或は防禦方の一人の身體またはスチックに觸れたる後ゴールに打撃せ

ざるべからず。

コーナーヒットを行ひしものはボールが他の競技者により觸れ或は打たるまでは競技に參與することを得ず。コーナー・ヒットを行ふ時打撃者が失敗したる際は第13條に規定することを犯さば再び繰り返すべし。

(註) 打撃者の失敗はスチツクが全くボールに當らざりし時をいふ。

罰則 打撃者が打撃後他の競技者がボールに觸れ或は打撃せざる前に競技に參加したる時は相手方にフリー・ヒットを興ふ、コーナー・ヒットを止むることを企圖せずしてゴールに向つて打撃したる時は防禦方にフリー・ヒットを興ふ。

第20條 ペナルティーコーナー (Penalty corner) 攻撃方の一競技者最近のゴール・ポストより10%以上離れたるゴール・ライン上如何なる地點よりも打撃し得ることのほかすべてコーナーに同じ。

罰則 第19條の罰則に同じ。

審判の任務と権限

第21條 審判者 (Umpire) 全試合中二名の審判者はハーフ・タイムにエンドを変更することなく各グラウンドの半分を分擔し審判をなすは一方のサイド・ラインをも分擔しロールインの監視をなす。(コーナー・ヒットは例外とす)

審判官は規定の全時間または協定せられた時間を競技に與へこれを長短變更するを許さず、または時間の浪費を避け競技の記録をなしおくべし。

ペナルティー・ブリーのハーフ・タイムまたはタイム・アップとなりし場合には得點あるが、ペナルティー・ブリーが完結するまで時間を延長すべし審判者の判決あるまでは競技は繼續すべきものとす。

審判官一人なる場合は二名のラインズメンを置きサイド・ラインを監督せ

しめボールのラインを横切りたる位置を確認してロール・インの場所及びロール・インすべきチームを指定せしむ審判官及ラインズメンは試合中教示を興ふ可からず。

審判官が一定の規定の行使が反則せるチームに利益を興ふると認むる時は其規定の條項を実施す可らず審判官は訴へを待たずして判決を下すべし。

審判官がホイッスルを吹く場合次の如し。

(イ) 試合の開始の時、ハーフ・タイムの時、ハーフ・タイム後の試合開始、試合終了の時。

(ロ) 得點の時。

(ハ) ボールがゴール・ライン及びサイド・ラインを横切りたる時。

(ニ) ゲーム中反則の起りし時、傷害のありし時及び他の原因で試合を中止する時。

第22條 暴行及不正行爲 (Rough play and Misconduct) 競技中の暴行及不正行爲に對し審判官は犯行者に警告を興へまたは競技を中止せしめるの権能を有す。

第23條 事故 (Accident) 一競技者が一時競技不能になりたる場合は審判官は競技を中止す、若し競技の中止せらるゝ以前に得點せられたるときは若し事故が起らざりしも得點せられたりと審判官が認めたる時は其の得點は有效なりとす、また審判官の一人が一時審判不能になりたる場合は他の審判官は競技を中止す、若し競技の中止せらるゝ以前に得點せられたる場合は其事故が起らざりしも得點せられたるものと他の審判官が認めたる時は其の得點は有效なりとす。

競技者が負傷等に依り一時競技を行ふを得ざる時は競技を停止しボールを傷害の起りたる側のグラウンドにて審判官の選定せる地點にてブリーを行ひ再開すべし。

卓球規則

(昭和七年度)

競技用具

コート

第1條 規定せる卓の上面を以てコートとす、その圖次の如し。

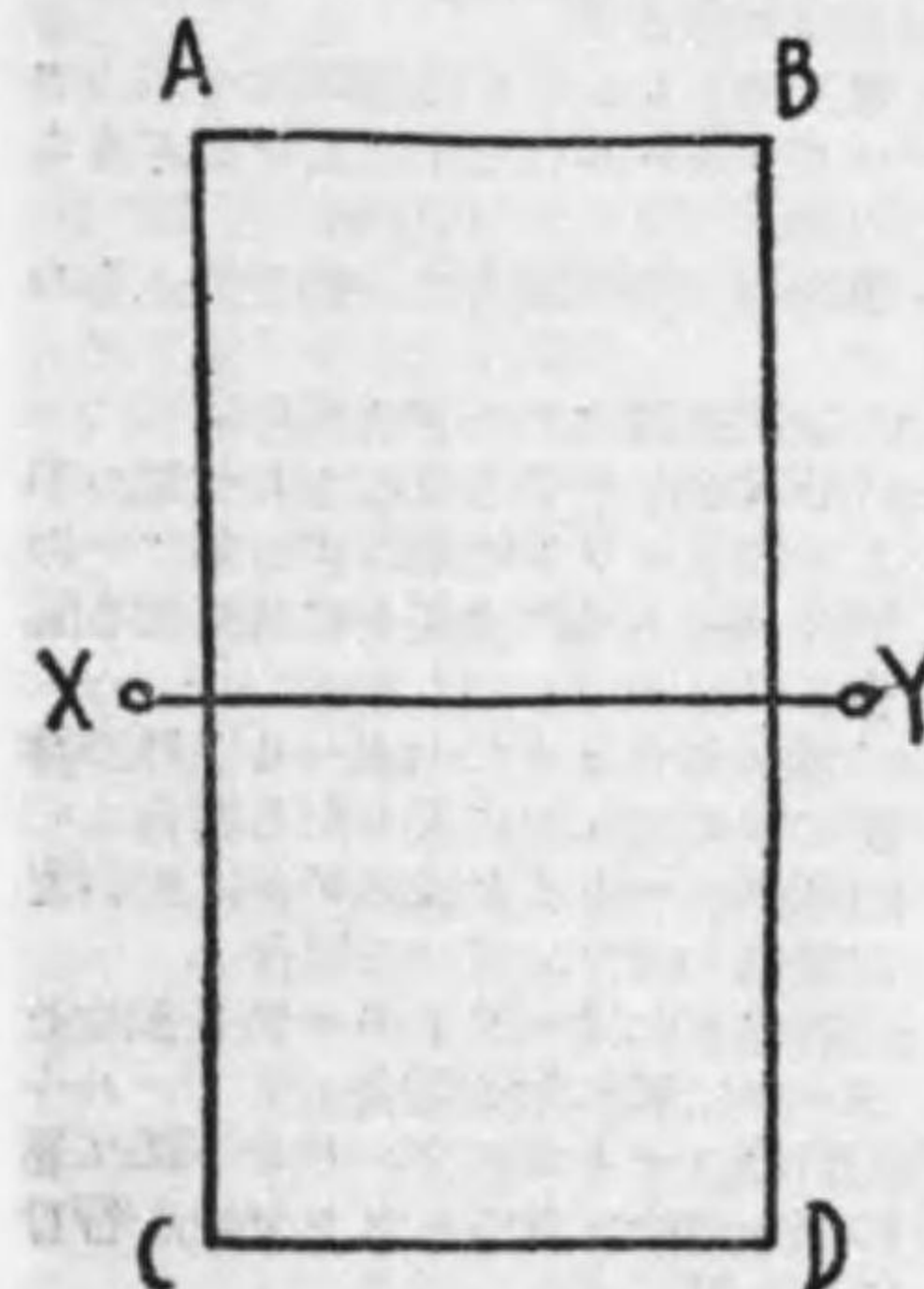
ベース・ライン……AB, CD

サイド・ライン……AC, BD

ネット……X, Y

第2條 卓は次の如く規定す。

- (1) 長さ9尺、幅4尺5寸の矩形。
- (2) 床よりコートまでの高さ2尺4寸5分。
- (5) 卓面は柱の硬度を以て標準とし質均一、厚さ一寸にして上面即ちコートは平坦にして白木のまゝたるを要す。



す。但當分の内卓の上面を濃綠色に塗り、周圍に5分幅の白線を引きたるものを許す。

第3條 卓球を行ふ室はコートの後方12尺、側方6尺、上方9尺以上の空間あるを要す。

ネット

第4條 ネットはサイド・ラインの中央にあり高さ5寸5分にしてその延長は兩支柱の距離5尺1寸とす。但し支柱は直径4分、高さ6寸の圓柱にしてコートに各3寸突出するものとす。

第5條 ネットは次の條件を具備するを要す。

- (1) ネットは白色にして網目は七分方形とす。
- (2) ネットの上縁には幅五分の淡桃色の布を附すること。
- (3) ネットは兩支柱及びコートに密接せしむること。
- (4) ネットは水平に緊張せしむること。

バット

第6條 バットは平面にして木製生地のみなるを要す。

第7條 バットは同時に一本のみを使用すべし、但し兩手を用ふるも差支へなし。

ボール

第8條 ボールは表面平滑なる半光澤白色セルロイド製の球にして次の條件を具備するを要す。

- (1) 重量は五分六厘より五分七厘までのものとす。
- (2) 直径は1寸2分5厘を標準とす。

- (3) 周囲は3寸9分2厘を標準とす。
- (4) バウンドは高所より正規のコート上に落し第一バウンドが2尺4寸より2尺7寸までのものとす。

審判

- 第9條 審判者は雙方キャプテンの合意によりこれを定む。
- 第10條 審判者は第三者たるべきことを要す、但し第三者なき時はこの限りにあらず。
- 第11條 審判は二名とし内一名を正審とし、他の一名を副審とす。
- 第12條 正審は本規則によりて審判に關する絶對權を行使し判決宣告の任に當り、副審これを補佐す、但し審判は各ネットの延長線上兩支柱より約3尺の距離にゐるを適當とす。
- 第13條 審判者に異動を生ずる時は雙方キャプテンの同意を得るを要す。

試合規則

ゲーム

- 第14條 ゲームは常に双方一名宛の競技者を以て之を行ふ。
- 第15條 ゲームを始むるに當りサイドの選擇は拳をなし其の勝者の隨意意志によりて之を定む、但しサーヴ・サイドは正審の右方とす。
- 第16條 サイドはセット毎に交代す
- 第17條 競技者は正審の「レディ」の號令によりて各自其執るべき位置につき「プレイ・ボール」の號令の下にゲームを開始す。
- 第18條 カウントはサーヴ側の得點より數ふ、セットも亦同じ。
- 第19條 一セットの勝敗は一方が十點を先取したる時之を決す、但し九オールの時はデユースとして更に三點得たる時はセットとす。而してデユース後二オールの場合はデユース・アゲンとし以下之に準ず。
- 第20條 サーヴ・チェンチを行ふ

- 場合次の如し。
- (1) 何れかが五點を先取せる場合。
- (2) デユース前にデユース・アゲンの場合。
- 第21條 勝敗は五セットとし三セットを先取したる時に之を決す、但しセットを増減することを得。
- 第22條 サーヴはこれをなすの意心を以て手より球を放しコート或は床に落ちざる前にバットにて球を打ち之を自領コート中央において一旦バウンドせしめ他領コートの中央部分に落すを要す。
- 第23條 サーヴは強球またはカツテング・ボールを許さず。
- 第24條 サーヴはベース・ラインの後方にてなし球を打ちたる瞬間にバットがコート内に入るを許さず。
- 第25條 サーヴは一回としフォールトせる場合は一點を失ふ。
- 第26條 サーヴは正審の宣告後においてなすべし、但し宣告前になしたる場合は無効とす。
- 第27條 レシーヴは強球またはカツテング・ボールをなすことを得ざるものとす。
- 第28條 次の場合は一點を失ふものとす。
- (1) 球が他領に入らざる場合。
- (2) サーヴをなすの意志ありて球を手より放ちバットに當らざる前にその球がコートまたは床上に落ちたる場合。
- (3) 球がネットまたはボール以外の物體に當りて他領に入りたる場合。
- (4) 球がコートまたはネットにおいて二度以上バウンドせる場合。
- (5) 身體またはバットがネットまたはボールに觸れたる場合。
- (6) 自領コートでバウンドせる球がその第一バウンドでネットを越え他領に反り打てざりし場合。

- (7) バットを持たざる方の手をコートに置き球を打ちたる場合。
- (8) コート上においてバウンドせざる球をバットにて打ち或はコート内部に這り居る自己の身體に當りし場合、但し審判者がアウトと看做したる場合は此限りに非ず。
- 第29條 次の場合はセーフとす。
- (1) カバーせる場合 (カバーとは球がコートの縁に當りて正當にバウンドせざる場合)。
- (2) サーヴ以外の球がネット・イン・ボールインせる場合 (ネット・インとは球がネットに觸れて入りたる場合をいふ)。
- (3) 打球に際し身體又はバットがネット又はボールを越したるも觸れざりし場合。
- (4) 球がボールの外方を廻りて入りたる場合。
- (5) バットを握れる拳にて球を打ち他領に入りたる場合。
- (6) 球が破損せる場合。
- 第30條 次の試合はノーカウントとす。
- (1) サーヴの球がネット・イン、ボール・イン又はカバーせる場合。
- (2) 球を打つ時卓により懸り相當の動搖をなしたるために相手はその球を打ち返し得ざりし場合。
- (3) 不時の出來事のために競技を妨げられたる場合、但し不時の出來事なるや否やは審判者の判定に依る。

チーム試合

- 第31條 試合は雙方五名以上の競技者を出しその順序は試合前に發表するものとす、しかして内一名をキャプテンとし試合に關する一切の事項を處理せしむべし、但し雙方合議の上競技者數を減少することを得れども十名を規定とす、また一旦發表したる順序は之を變更することを得ず、試合は二人抜き優退とし、場合により星取式を行ふことあるべし。

- 第32條 一方の競技者が順番に當るも出場せざる場合又は中途にて競技を續行し能はざる場合は棄權と看做し相手方の勝ちとす、但し前項の場合は相手方キャプテンの同意を得たる競技者以外より補決を出すことを得。
- 第33條 競技は一セット中に休息することを得ず。
- 第34條 一セットを終りて次のゲームを開始するまでの時間は五分を越ゆることを得ず。
- 第35條 止むを得ざる事情により試合を中止するときはその試合を舉行せざりしものと看做す。
- 第36條 正審は次の條項をなしたる競技者に一點を失ふことを宣告し、尙その行爲を續行する場合にはその競技者時としてそのチームの負を宣告することを得。
- (1) ゲーム開始後正審の宣告に従はずして一方の競技者がゲームを續行せざる場合。
- (2) ボール・イン・ブイレ以外においてゲームを長引かしめんとする行爲明瞭なる場合。
- (3) 正審に警告さるゝも尙禁止事項を止めざる場合。
- (4) その他一切ゲームの進行を妨害すべき行爲ありたる場合。
- 第37條 以上の規則以外の事項起りたる時は從來の慣例による、但し從來の慣例なきときは審判者及び雙方キャプテンの合議を以て處決す。
- 附記 以上の規則は神宮規則の字句の點で多少異なるが内容は何等變りなくは一競技會において製造者を異にする數種のボールを使用せんとする時は主催者において嚴重検査しこれを容器に入れ取り出したる球を以て試合することは神宮競技にも用ひられて居るからこの方法が當を得たるものと思はれる。
- 或はまた拳の勝者が指定した球 (甲の常に使用せる球を) 敗者が選擇してその球で試合するのも一方法である。

ゴルフ規則

(昭和七年、山崎高譯)

定 義

- (1) 一方は一人または二人の競技者を以て成立する。
一人と一人の競技をシングルといひ一方が二人宛で且雙方が一つの球を使用する競技をフォアサムといふ。
一方は一人で一つの球を、他方は二人で一つの球を使用する競技をスリーサムといふ。
- (2) 「助言」とは打つべき方向、道具の選擇または球の打ち方の決定に影響し得る相談または暗示をいふ。
- (3) 「ゴルフ場」とは競技を許されてゐる地域全體をいふ。
たは正確にいへば競技をするために特別に設けられた各ホールに達する間の土地をいふ。
- (4) 「テインググラウンド＝打出場所」とはホールに向つて打ち出す場所をいふ。
各打出場所の前には二個の標識を置き、その標識を結び付けた線が、打つべき方向と出来るだけ直角になる様することを要する。そして標識から後方へ眞つ直ぐにクラブの長さの二倍を興行とした矩形の場所全體が打出場所である。
- (5) 「スルーザグリーン」とはハザードと現に目差しつゝあるパツティンググリーンを除いたゴルフ場をいふ。
- (6) 「ハザード」とはバンカー、水(一時的の水溜は除く)礫(特殊規定で除外されてゐるものを除く) 灌木、砂、小路または道路をいふ。

- 芝の上に吹き寄せられた砂、ゴルフ場補修の目的で置いてある砂、禿けになつた箇所、羊の足跡、雪、氷はハザードではない。
- (7) 「カチユアルウオーター」とはそのゴルフ場内普通のハザードまたは特にハザードとしても認められてゐない溜り水(雨、洪水その他の原因を問はず)をいふ。
- (8) 「アウトオブバウンド＝地域外」とは競技の禁ぜられてゐる地域全體をいふ。
- (9) 「地域外の球」球の半分以上が地域外にある時は地域外の球とする。
- (10) 「パツティンググリーン」とはハザードを除いたホールから二十ヤード以内の地域全體をいふ。
- (11) 「ホール」は直徑四分の一、深さ少くとも四分の一を要する。
金屬の筒を用ひる場合は、その筒を穴の縁より低く詰め且つその外周の直徑が四分の一を超過してはならない。
- (12) 「ルーズイムベチメンツ＝非固着物」とは固着せず或は生えてゐない邪魔物の意味で、藁、蟲の塔、土龍山、雪及び氷はこれに含まれてゐる。
- (13) 「打球」とは球を打つ意企を有つてクラブを前方に動かす動作または道具の頭に球が接觸してその結果球が移動することをいふ。但しテイに乗せた球に誤つて道具が觸れて打ち落された場合は例外である。
- (14) 「罰點」とは一定の規則によつて

- 一方の算點に附加せられる打數であるが、その打數が附加せられても打者の順番に影響は來さない。
 - (15) 打ち出し場所から先きに打つ方を先打權を有つといふ。
 - (16) 球をテイする場合には、球を土地の上に置いてよし、また球の位置を高めるために砂その他の物體の上に乘せても差支へなし。
 - (17) 「打球の準備」とは、足場を定めて自分の道具を土地に付けるかまたはハザードの中ならば足場を定めて球を打つ身構へになつた時である。
 - (18) 競技者が打出し場所で打球すると同時に球は競技中のものとなり、そのホールを済ませるまで競技中の球である。但し規則に據つて拾ひ上げるのは差支へなし。
 - (19) 球が僅かでも原位置から移動すれば動いたと看做す。しかし單に押されただけで原位置に復歸する場合は動いたと看做さない。
 - (20) 探しはじめてから五分間を経過しても發見されない球は失球である。
 - (21) 打數の計算は「一點餘計」「二點餘計」「三點餘計」等々。また「三點中一點回復」「二點中一點回復」「同點」。
ホールの計算は「幾ホール勝」「對」「残り幾ホール」といふ。
一方に残りのホール數と同數の勝差が出来た場合を「ドミー」といふ。
 - (22) 「アムバイヤ」は事實の疑問を決定し、レフェリーは規則の疑問を判定する。
- ### 一般原則及びスルーザグリーン
- 第1條 (一) ゴルフ競技は「ゴルフのクラブ及び球の型並に製作」の條項に規定してあるクラブと自分の球とを使用する一方とその相手方とで行はれる。

- 競技の成り立ちは雙方が一つの球を打ち出し場所からホールに入れるまで連續して打つて行くにある。
- 規則に特別の定めなき限り相手方より打數が少なればそのホールは勝である。
- 雙方が同じ打數でホールに入れた場合はそのホールは引分である。
- (二) 特に協約のない限り一試合とはコースを一廻りすることである。
- 競技は一方が残りのホール數以上にホールを勝越した場合は勝ちである。若し勝つたホール數が雙方同じ場合はその試合は「引分」である。
- シングルス、スリーサムス、フォアサムスは他の如何なる競技組より優先權があり且つ追ひ抜く權利がある。
- 一人切りでコースを廻る者は競技者の資格なく何時にても他の總ての組を通過せしめなければならぬ。
- 完全に一廻りをしつゝある競技組は完全な廻り方をしてゐない何れの組をも追ひ抜く權利がある。
- 若しある競技組が、前方の組に續いて行くことが出来ず、且つその間に一ホール以上の間隔が生じた場合、後方の組から要求があれば追越させるべきである。
- 第2條 (一) 雙方が最初の打出し場所から球を打ち出すと競技ははじまつたのである。
- 打出し場所の限界外から球を打てば相手方は直ちに打ち直しの要求が出来る。そのときはなほ一度球を置いて打ち直しをしなければならぬ。罰點なしである。
- 競技中でない球が、テイから落ちるとか或は競技者が構へをする際打ち落した場合は、罰點なしでなほ一度置き直してよろしい。また若し斯様な原因で動いてゐる球を打つても、そのために罰點は蒙らない。

(二)最初の打出し場所で何れが先打権を有するかを定める必要がある場合は抽籤による。

相手が先打権を有つてゐるのにそれより先きに打出した場合、相手方は直ちに打ち直しが要求出来る。この時の打ち直しには罰点を要しない。

ホールに勝つた方は次の打出し場所で先打権を有つ、若しホールが引分ならば前の打出し場所で先打権を持つてゐた方がこれを持續する。

新競技の初めは前の一週りで勝つた方が先打権を有つ。若し前の勝負が引き分けならば最後のホールを勝つた方が先打権を有する。

第3條 スリーサムまたはフォアサムの競技では味方の二人は交互に打出し場所から打ち出さねばならぬ、のみならず競技中の各ホールの打球もまた交互に行はねばならぬ。

もし味方の一人が順序を間違へて打つた場合はそのホールは負けとなる。

第4條 (一)競技者は自分のキャディー、味方または味方のキャディー以外の誰にでも助言を依頼または意識してこれを受けてはならない。

(二)競技者はホールの競技中何時でも相手方にその打数を確かめる権利がある。

もし相手方が自分の打数と違つた数を知らせたときは次ぎの打球を行ふまでに訂正しなければそのホールは負けである。

(三)競技者は見張りのキャディーを使つてもよろしい、但しその助言は得られない。

(四)スルーザグリーンまたはハザードから打球をする際、打つべき方向を示させることは差支ない、しかし打つ時にその方向に標識を置いたり、または人を立たせることは出来ない。

第5條 球はクラブの頭で、はつき

り叩かねばならぬ、押したり、掻いたり又は構うてはならない、これに違反した場合はそのホールは負けとなる。

第6條 球は如何なる場所に在つても、そのまゝで打たねばならぬ、然らざればそのホールを棄権すべきである但し特殊規定で定められてある場合は例外である。

【備考】失球及び打ら得ない球に関しては本則第22條を、また區域外の球に関しては本則第28條を参照。

第7條 競技中の球は、ホールに遠い方から先きに打たねばならぬスルーザグリーンまたはハザードの中で相手方が打つべき際に此方が先きに打つたら相手方は直ちにその打ち直しを請求することが出来る、各打ち直しを請求せられた球は以前の箇所出来る限り近く落して打たねばならぬ、罰点は付してである。

【備考】打出し場所に関しては第2條の(二)パツティンググリーンに関しては第21條の(二)を参照。

第8條 球を落すには下の方法による競技者自らホールの方を向いて眞つ眞ぐに立ち、肩の上から背後に落す。この方法に違反すればそのホールは負けである。

落す動作中、球が競技者の身體に觸れても罰点なし。又若しその球がハザードに轉げ込んだ場合は罰点なしでもう一度落し直してよいのである。

第9條 (一)競技中の球は規則に定められた外そのホールを濟ませるまで絶対に觸れてはならない。若し觸れたときは一点の罰点である。

競技者は、打つ構へをする際、球が動かないやうにクラブを球に付けても罰点なしである。競技中の球は、鑑別をする目的で相手方の同意を得て持ち上げてよろしい、但し注意して原位置に置き直さねばならぬ。

(二)スルーザグリーンまたはハザ

ド中で競技者の球が相手方の球を動かした場合相手方は自分の選擇次第で以前に球が在つた位置出来るだけ近く罰点なしで落すことが出来る。但しそれは雙方が次の打球をする迄にしなければならぬ。

第10條 スルーザグリーンで打つ場合如何なる方法で打つても、うまく打てない様な地面の凸凹があつても競技者、その味方或はその何れのキャディーも地ならしをしたり、押へ付けたりしてはならない。尤も競技者は打つ構へをする時には何時でもその兩脚をしっかりと踏ん張れる様にする権利は有つてゐる。この規則に違反すればそのホールは負けである。

第11條 旗竿、標旗、移動標柱、手押車、工具、ローラー、草刈機、箱、運搬車その他同様の障害物は除けてもよろしい。かゝる障害物を除ける際に球が動けば、罰点なしで置き直してもよろしい。

球がかゝる障害物の上に乗る或は凭れかゝつてゐるか、または布類、網類修理中或はコース補修の目的で掩ひつぶせ又は掘り開けてある土地の上に乗る或は附着してゐるとか、穴凹、標旗の穴またはグリーンキーパーの掘つた穴の中に入つてゐる球は罰点なしで拾ひ上げて出来るだけ以前の位置に近く且つホールに近からざる様落しても差支へない。

かゝる事情によつてハザードで拾上げた球は必ずまたハザードの中へ落さねばならぬ。

第12條 (一)球からクラブ一本の長さ以内にあり且つハザードの中でなくまたハザードに觸れて居らない非固着物は罰点なしで取り除き得る。

かゝる非固着物に競技者、その味方或は雙方何れかのキャディーが觸れた後に球が動けば、その球は競技者が動

かしたと看做され、罰点一つを加算せられる。

(二)クラブ一本の長さより遠方にある非固着物を動かした場合は罰点としてそのホールは負けになる。

尤もパツティンググリーン上における非固着物についてはこの限りでない(第28條の(一)参照)

(三)球が競技中のものである際、競技者、その味方、またはその雙方何れかのキャディーが誤つてその何れかの球を動かすかまたは何かに觸れたためにその球が動けば、その罰点は一かである。

(四)競技者が球を打つ身構へをして道具を地面に付けた後に競技中の球が動くか或は球がハザードの中にあつて競技者がこれを打たんとする身構へをした後に球が動いた場合は、競技者が球を動かしたものと看做され、罰点一点を加へられる。

【備考】競技者が非固着物を除けても球は動かす(第12條の(一)及び第28條の(一)参照)道具を地面に付けてから球が動いた場合は本條(四)によつて球を動かしたものと看做しその罰点は一かである。

第13條 競技者は動いてゐる球を打つてはならない。打てば罰点としてそのホールは負けである。

但し打出し場所に置いた球(第2條)二度打ちの球(第14條)、水中の球(第26條)は例外である。

競技者がクラブを振り上げまたは打ち下さうとする際に動きかけた球を打つても、この規則のために罰点はない。

但し第12條の(一)、第28條の(一)、第12條の(三)及び(四)の條項の適用は免れ得ない。

第14條 競技者が打球を行ふ際、二度打ちしても罰点は一かである、動い

てある球を打つたといふ點でその上に罰點を蒙ることはない。

第15條 競技中の球を打つ前に競技者は固着した生育してある何物をも動かす、歪め或は折つてはならない。但ししつかりと打球の構へをするために必要な程度曲に振り上げ及び打ち下ろすの際に必然的に生ずることは差支へなし。

クラブは軽く地につけるべきで、地面を壓へつけてはならない。この規則に違反するときはそのホールは負けとなる。

第16條 スルーザグリーン又はハザード内で、雙方の球がクラブの長さ以内に止つてある場合は競技者又はその相手方何れか一方の随意によつてホールに遠い方の球が打たれる間、近い方の球を拾ひ上げ、それから以前の位置に出来るだけ近く置き直しても差支へなし。

この規則を適用するに際し偶然何れか一方の球が動くことありとも罰點を科せられない、動いた球は置き直しを要する。

一方の球を打つたために拾ひ上げた球の据り場所が變化した場合は、以前の位置に出来るだけ近く且つ最初の据り具合と能ふ限り同じ様に置かるべきである。

第17條 (一)動いてある球が競技に關係ない第三者または見張りのキャディーのために止められ或は妨げられた場合それは芝生の邪魔としてその球は停止してあるその場所から打たねばならぬ。

(二)球が動いてある物體上に止つた場合は罰點なしで球が止る時にその物體があつた場所と出来るだけ近く落すかもしまたそれがパツティンググリーンの上であつたならば置き直さねばならぬ。

(三)停止してある球が風以外の競技に關係ない第三者によつて動かされた場合は罰點なしに以前にあつた箇所に出来るだけ近く落さねばならぬ。

若しまたパツティンググリーンの上で動かされた場合は罰點なしで置き直さねばならぬ。

第18條 競技者の球が動いてある際に相手方またはそのキャディー、又は相手方のクラブが如何なる方法にても邪魔した場合はそのホールは相手方の負けとなる。

競技者の球が停止してある際、相手方又はそのキャディーまたは相手方のクラブで動かされた場合はそのホールは相手方の負けとなる。

但し本則第9條の(二)、第16條、第21條の(三)、第31條の(一)、第32條の(二)、第33條に規定ある場合は例外である。

第19條 競技者の球が自分、自分の味方、その何れかのキャディーまたはその何れかのクラブで打つか或は止められた場合はそのホールはその競技者の方の負けとなる。

第20條 (一)競技者が相手方の球を打つた場合はそのホールは負けとなる但し(A)その時相手方もまた競技者の球を打てば罰點は相殺され、かつ入れ變つた球のまゝそのホールを済ませるものとす。

(B)その間違ひが相手方またはそのキャディーの誤報に因つて生じた場合は罰點なしである。もし間違ひであることが相手方の打球する前に発見すれば相手方の球があつた箇所と出来るだけ近い箇所に落して訂正しなねばならない。

パツティンググリーンの上ならば球を落さずに置き直さねばならぬ。

(二)若し競技者が試合に關係のない第三者の球を打ち、その間違ひが相手

方の打球する以前に発見されて相手方に通告された場合は罰點なしである。若しその間違ひが発見されずに相手方が次の打球をした場合はそのホールは競技者の方の負けとなる。

第21條 (一)球が雑草、枯草、草叢、長い草その他これに類するものゝ中に這入つてある時は競技者はその球を発見するために必要な程度以上にこれ等の物體に觸れてはならないのである。

(二)球が完全に砂で掩はれてある場合、競技者は單に球頭を見得る程度以上に砂を除けてはならない。砂を除ける際に球に觸れても罰點なしである。

(三)競技者又はそのキャディーが相手方の球を探す際に偶然これに觸れ或は動かしても罰點は科せられない。動いた球は原位置に置き直しを要する。この規則に違反せばそのホールは負けである。

第22條 (一)球が失はれ(水中または溜り水の場合を除く)または競技者が打球不能と看做した場合は競技者はそのホールの記録に罰點を加算して、失球または打球不能の球を打つた位置に出来るだけ近い箇所から次の打球をしなねばならない。

若しそれが打出し場所から打つたのであれば、球をティに乗せてもよろしい。その他は全部落さなければならぬ。

(二)遲滯を省くために球が失はれまたは打球不能のコースの部分へ行つたらしく思はれた場合は、競技者は直ぐに本條に従つて別の球を打つてよろしい。但し最初の球が失球或は打球不能でない事が発見された時、最初の球をそのまゝ罰點なしに打たねばならぬ。

【備考】豫備球は競技者またはその相手方が前に打つた球を探すために歩き出すまででなければ本條(二)によつて打つことを許されないのである。

第23條 (一)球が區域の外に出てある場合は競技者はそのホールの記録に罰點を加算し、區域外の球を打つた位置に出来るだけ近い箇所から次の打球をしなねばならぬ。若し打出し場所から打つたのであれば球はティに乗せて打つてもよろしい。その他の場合は球を落さねばならぬ。

區域外の球に対する罰點は特殊規定で免ずることが出来る。(備考の一参照)

(二)遲滯を省くために競技者が打球をしてから、その球が區域外に出たかも知れぬと思つたときは本則に従つて直ぐに別の球を打つてもよろしい。

但し最初の球が區域外に出てをらぬ事が判れば罰點なしにその球を打ち續けて行かねばならぬ。(備考の二参照)

【備考の一】罰點が特殊規定で免ぜられ且つ上記の状況であつたため豫備球を打つたが最初の球が轉つた邊へ行つて見て、競技者またはその相手方がなほ疑問ある場合は競技者は五分間探してからでなければ、その球が區域外へ出たと推定することはできない。

(三)競技者は相手方から打球を續けるやう促されても、先づその相手方の球が區域外に出たや否やを確かめる権利を何時でも持つてゐる。

(四)競技者は區域内の球を打つ爲めに區域外に立つても差支へなし。

【備考の二】豫備球は競技者またはその相手方が前に打つた球を探す爲めに歩き出す前でなければ本則(二)の適用で打つことは出来ない。

第24條 球が數片に千切れた場合はその切片のある何れの箇所へでも別の球を落して打つてよろしい。

若し球に割れ目が出るかまたは打球に適しなくなつた場合は競技者はその相手方にさうすることを告げて球を代へてもよろしい。

球に泥土が附着してもそれは打球に

適しなくなつたとは認められない。

ハザード及カチュ アルウオーター

第25條 球がハザードの中に在るか或はこれに觸れてゐる場合は、球の掘りをよくするやうなことは全然してはならない。

競技者が球を打つまではクラブは地に觸れてはならない、またハザード中の何物にも觸れ或は動かしてならない。但し次の數項は例外である。

(A) 競技者は打つ構へをするためにその脚をしつかり地に踏ん張つてもよい。

(B) 球を狙ふ際、或は振り上げ、打ち下しの際には草叢或は生えてゐる物體またはバンカーの土手、壁、柵その他動かし得ない障害物に觸れてもよい。

(C) ハザード内に入りするためにグリーンコミチーの設置した階段または踏み台、或は規則第11條に示してある事物は動かしてもよい。このために球を動かした場合は罰點なしで置き直して差支へない。

(D) 種々の非固着物のパツティンググリーンから取り除けてもよい。

(E) 競技者は第21條に定むる處によりその球を探す権利を持つてゐる。本條に違反すればそのホールは負けとなる。

第26條 球が水中に在る時は競技者は動いてゐる間に打つても罰點なしである。

たとし球の位置が打ちよくなるまで水流や風の都合を待つてゐることは出来ない。直ぐに打たねばそのホールは負けとなる。

第27條 (一) 球が定められたウオーターハザードに入った場合(球が水中に見えてゐてもみなくても)或はハザ

ード中の水溜りに入った場合は次の何れかの方法によつて罰點一點で球を落してもよい。

(A) ホールと球が通過したハザードの縁の一點とを結び付けた延長線上のハザードの後方へ落すか。

(B) ホールと球が通過した水の縁の一點とを結び付けた延長線上のハザードの中に落すか。

(二) 球がスルーザグリーンの中の水溜りに入るか、または矢はれた場合は球のある箇所から一番近い且つホールには遠い方の水の縁からクラブ二倍の長さの箇所に罰點なしで落してよい。若し落した球が水の中に轉け込めば罰點なしに落し直してもよい。

(三) パツティンググリーン上の球が溜り水に入るか、またはパツティンググリーン上の溜り水が球とホールの間に在る場合はそのまま打つてもよくまた罰點なしに球の在つた箇所から直ぐ後方へクラブ二倍の長さ以内に手で置いてよく、或はホールに近くならぬやうかつ邪魔になつてゐる溜り水をはづれてパットの出来る一番近い箇所に手で置いてもよい。

(四) 球が溜り水のあまり近くにあつて競技者の構へを邪魔する場合は溜り水に球が入つたと看做して前項の通りに取扱へばよい。

(五) 場所が狭くて打球が出来ないかまたはその他の理由で競技者が本條の(一)および(二)を適用して落すこと、または(三)を適用して置くことも不可能な場合は前數項に規定された限界以内になるべく近く(但しホールには近くないやうに)落しまたは置いてもよい。本條に違反すればそのホールは負けである。

パツティング グリーン

第28條 (一) パツティンググリーン

の上にある非固着物は自分の球の所在箇所に關係なく手またはクラブを以て取り除いてもよい。

パツティンググリーンの上で球から六呎以内の非固着物を競技者、競技者の味方またはその何れかのキャディーが觸れた後に球が動いた場合は競技者がこれを動かしたものと看做して罰點一點を加算せられる。

(二) クラブで非固着物を除去する場合はクラブ自身の重さ以上の重みを地面にかけること、またはクラブ或は手足その他を以て何物をも押へ付けてはならない。

(三) パットの線に觸つてはならない但し打つ構へをするに當つて前項に規定する如くにしてクラブを球の直ぐ前方の地面に付けることは差支へない、この規定に違反したものはそのホールは負けとなる。

第29條 (一) 競技者の球がパツティンググリーンの上にある際、競技者のキャディー、競技者の味方またはそのキャディーが打球の前以て何の方向に打てはよいかを指示してもよい。

併しその場合パットをせよと示す方向の地面に觸つてはならない、何れの箇所たるを問はず、パツティンググリーン上には標識を付けてはならない。

(二) 試合に關係する競技者またはキャディーは誰でもホールに立つてもよい。

併し何れの競技者またはキャディーも動いたりまたはその他の方法で球に風が影響する様な努め方をしてはならない。尤も競技者は自分の打球をする際は何時でも自分のキャディーをホールに立たせる権利を持つてゐる。

雙方とも試合に關係ない第三打者がホールに立つことを拒むことが出来るこの規定に違反せばそのホールは負けとなる。

第30條 競技者の球がパツティンググリーンに乗つたときはその相手方の球が停止するまで球を打つてはならない。この規定に違反せばそのホールは負けである。

第31條 (一) パツティンググリーン上で雙方の球と球との間隔六呎以内(その距離は兩球の最も短い點で測る)の場合は競技者或はその相手方の隨意で、ホールに近い方の球を他の球が打たれる間除けてもよい、除けた球は前の位置に出来るだけ近く置き直さねばならない。

この規定を適用する際何れかの球が偶然動いても罰點なしで動いた球は置き直さねばならぬ。

(二) パツティンググリーンにおいて競技者が相手方の打つべき場合に打てば、相手方は直ぐに球の置き直しと打ち直しを請求出来る。

【備考】 パツティンググリーン上で球の位置の變つた場合に關しては規則第17條(二)及び(三)を参照。

パツティンググリーン上で相手方の球を打つた場合に關しては第20條の(一)を参照。

パツティンググリーン上の溜り水に關しては第27條の(三)を参照。

第32條 (一) ホールに近づいた際には何れの方が旗竿を抜いても差支へない。

競技者、競技者の味方またはその何れかのキャディーが抜いた旗竿に競技者の球が當ればそのホールはその競技者の負けとなる。

ホールに立つてゐる旗竿に球が凭れかゝつた場合は競技者は旗竿を抜く権利がある。そして球がホールに落ち込めばその競技者の最後に打つた球がホールに入つたものと看做される。

(二) 競技者の球が相手方の球をホールの中に蹴り込んだ場合は相手方は最後になした打球がホールに入つたもの

と看做される。

競技者が相手方の球を動かせば、相手方はその選擇次第でそれを置き直しても差支へない。但し置き直しは何れの方も次の打球をしない前にしなければならない。

競技者の球が前に相手方の球が在つたのと同じ箇所に止り、且つ相手方はその箇所に置き直しをしたいといった場合は、競技者が先に次の打球を行ひその跡へ相手方は置き直しをして打たねばならない。

(三) 競技者がホールを済ませ、それから相手方の打つた球がホールの椽に止つた場合は競技者はその球を叩きのけてはならない。併し相手方は請求せらるれば遅滞なく直ぐ様その次ぎの打球を行はねばならぬ。

若し相手方の球がホールの直ぐ椽に在つた場合は競技者は自分の球をホールに入れた後その時同點なればそのホールは勝、一點多ければそのホールは引分になるとして相手方の球を打ち退けてもよろしい。但し競技者の球が相手方の球に當つてこれを動かしてゐる場合はさうしてはならない。

若し競技者が相手方の球を打つて退けずに置きその球がホールに轉げ込んだ場合は相手方はその最後に打つたのでホールに入つたものと看做される。

第33條 競技者がホールを済ませ、その相手方が次の一打をホールに入れたとき引分であるといふ場合は競技者は何んたことをしてもすでに引分として得た既得權を失ふことはない。

罰則の一般原則

第34條 規則違反に對する罰點が明記してゐない場合の罰則はそのホールの負けをもつて原則とする。

第35條 アムバイアー或はレフェリー(定義23參照)として任命された者はその點を訴へられると否とに拘らず、

自分が氣付けはいつれの規則の違反についても十分これを認識して置くべきである。

第36條 如何なる點においても紛議が起つた場合は、その競技者が次の打出し場所から打ち出すまで、また若しそれが一試合の最後のホールであつた場合はそのパツティンググリーンを出るまでに要求すべきことを要求しなければならない。

アムバイアーやレフェリーが任命されてゐない場合の競技者はその判断を誰に下して貰ふべきかを決定する權利を有つてゐる。

併しその察變方に意見の相違ある場合はその倶楽部の書記長を通じてゴルフ規則制定委員の手許へ正式の照會をすることが出来る。その裁断は決定的のものである。

もしゴルフ規則制定委員の判決が紛議の要點を逸してゐる場合は仲裁者が同權で決定を與へる。

もし競技者がアムバイアーまたはレフェリーを認めた以上はその決定には服従しなければならない。

特殊規定に對する勸告

雑木、樹木、垣、固定椅子、柵、門、軌道及び壁の如き障害物に對し或は兎の掘つた穴、蹄の跡、動物の造つたコース上の種々の損傷の如きものに對し、又は正規の打球を妨ぐるかも知れない泥があるといふ様な局部的情況または球が區域外に出た際に科すべき罰點に對して必要ならば特殊規定を設ければよろしい。(第23條(一)參照)

球を特殊規定によつて拾ひ上げた場合、例へば目差してゐるパツティンググリーンと違つたグリーンから拾ひ上げた場合の如くスルーザグリーンから打球をする際にはその球を落して打ちそれが當のパツティンググリーンで打つといふ場合には置き直して打つやう

にすることをゴルフ規則制定委員は勸告するのである。

ゴルフ用具

クラブの型及び製作

ゴルフ規則制定委員は從來公認されたゴルフ道具の型及び製作と實質的に異つたものを認定しないことを告知する。

委員の意見としてはゴルフ道具は發條の如き機械的考案を含まない普通の柄と頭とより成るべきものであつて、木髓型の頭或はこれと同じ結果を生ずる先の曲つた道具を使ふことは違法と看做す。

【備考】 ゴルフ規則制定委員は次の様な概念が本條の解釋に便宜となるべきことを告知する。

(A) ゴルフ道具の柄は頭の後端から尖端までの長さが面から裏までの幅よりも大きく造らるべきものである。

(B) 柄はヒールを末端とする頭、ソケットまたはソールに取り付けらるべきものである。

(C) 柄の下端部はこれを延長すれば道具のヒールと合體するか、しからざれば普通の位置で底をつけた時ヒールと反對側で左右何れかこれに相當する箇所に取付けられねばならぬ。(例へばパーク・エンド・フェアリー・クラブの様に) 一九二九年十一月二十八日にゴルフ規則制定委員は金屬製の柄は本條に抵觸するものでないことを認定した。

ゴルフ球の規定

球の重さは常衡量一、六二オンス以下、大きさは直径一、六二以上とする。ゴルフ規則制定委員は規定の球よりも更らに優力な球が提供された場合は距離に關して球の力を制限するに必要と認める何等かの手段を講ずるであらう。

【備考】 アメリカ合衆國ゴルフ・アソシエーションでは一九三一年一月一日以降球の重さ常衡量一、五五オンス以下、

大きさを、六八インチ以上と決定した。

ゴルフの禮儀

(一) 競技者が打球する際には何人も球の側や直ぐ後に立ち、または動いたり話をしたりしてはならない。

パツティンググリーンの上では何人も競技者が打つ方向のホールの向ふ側に立つてはならない。

(二) 先打權を有する競技者は常にその相手方がティアップする前に打つべきものである。

(三) 打出し場所では前に行く組が二番目の打球を済ませて着球距離を出た上でないと何れの競技者も打球をしてはならない。またパツティンググリーンの上へ向つては前の組がホールを済ませてグリーンを出てしまふまで打つてはならない。

(四) 別の組が後から来る場合は何人もホールを済ませた後でパットのやり直しをして見ることはいけぬ。

(五) 競技者が失球を探して居る間に別の組が追付いて来たときは、これを追ひ抜きなさいといふ信號をして追抜かせねばならぬ。そして一旦さうした信號を與へたときはその追ひ抜いた組が着球距離外に出るまで打球をしてはならない。

(六) 芝生を切つたり剥がせたりした際は直ちに置き直して足で踏付けて置かねばならぬ。

(七) 競技者はパンカーの中で自分が造つた穴は丁寧に埋めて置かねばならぬ。

(八) 競技者は土地の柔かい時に自分のキャディーがホールに近く立つてこれを傷めることのない様に注意して居なければならない。

(九) 競技者が罰點を科せられた場合は直ぐにそのことを相手方に通告しなければならない。

マツチプレー試合 に関する特別規則

第1條 マツティンググリーン上で試合出場者が若しホールに近い方の球を先きに打つ様なことがあれば、その球は直ちに置き直さねばならぬ。この規則に違反した場合は、競技者も相手方も共に試合に出る権利を失ふ。

第2條 試合出場者は一切の規則或は特殊規定を除外するとか、試合進行中に蒙った罰点を動かすことは出来ない。もしそんなことをすれば試合の失権である。

ゴルフ規則制定委員は競技者とその相手方がバットを省略することを認めない様に勧告する。

スリーボール、ベスト ボール、フオアボール マツチエスの特別規則

定義 (一)三人の競技者が各人を相手に各自の球で競技する場合はこれをスリーボールマツチといふ。

(二)一人の競技者が自分の球を打ちそれに対して二人又はそれ以上の競技者の最優秀なものをもつて競技することをベストボールマツチといふ。

(三)二人の競技者中の優れた球に対し相手方二人中の優れた球で試合する競技をフオアボールマツチといふ。

一般原則 第1條 競技者は自分の球が、他の競技者又はその味方の打球の助けとなり或は邪魔となると考へた場合は競技中の球を任意に拾ひ上げまたは先きに打つことが出来る。

但しそれはその競技者が次の打球をする以前にせなければならぬ。

第2條 競技者の球が競技中の他の球を動かした場合は動かされた球は罰点なしで前の位置に出来るだけ近く置

き直さねばならぬ。

第3條 スルーザグリーンでは競技者が相手方の打つべき番に打つても罰点もなければ打ち直しの請求もせられない。

マツティンググリーンでは罰点はないが打ち直しの請求はせられる。

スリーボールマツチエス

第4條 スリーボールマツチ中打出し場所で雙方から先打権を取る者が出なかつた場合は打順は前の打出し場所の例に従ふ。

第5條 スリーボールマツチで競技者の球が相手方、相手方のキャディーまたはクラブに觸れ、止められ或は動かされた場合はその相手方は競技者に對してそのホールは負けとなる。その他の相手方には、その出来事は芝生の邪魔として取扱はるのである。

ベストボール、フオア ボールマツチエス

第6條 同じ味方に屬する球は、その味方で一番適當と思ふ順序で打てばよろしい。

第7條 競技者の球が相手方、そのキャディーまたはクラブで叩かれ、止められまたは動かされた場合は相手方はそのホールが負けとなる。

第8條 競技者の球が自分、自分の味方、そのキャディーまたはクラブで叩かれ又は止められた場合は、その競技者一人だけがそのホールの失権をするに止まる。

第9條 競技者が味方の他の者の球を打ち、その間違ひを相手方が次の打球をするまでに発見して相手方に告げた場合は、競技者はそのホールを失権し、競技者の他の味方は罰点なしで自分の球があつたのと出来るだけ近い位置に球を落さねばならぬ。若しその間違ひを相手方が次の打球をするまでに発見出来ないときは競技者の方はそ

のホールは負けである。

第10條 ゴルフ規則によつて競技者がそのホールを負けることになつてゐるその他の場合は總て競技者のみがそのホール失権となり競技者の味方にその適用は及ばないのである。

ストローク コム ペティションの 特別規定

ストロークコムペティション施行規則 下記の規則中委員と書いてあるのは、ストロークコムペティションを管掌する委員の意味である。

第1條 (一)ストロークコムペティションでは規定の一週りまたは數週りを最も少い打數で済ませた競技者が優勝者である。

(二) 競技者は二人で廻らねばならぬ。若し何かの理由で一人の競技者が出来た場合は委員はその相手を指定して記録をとらせるか然らざれば單に記録する者を選定して單獨で競技することを許可しなければならない。

若し出来るならば出發の順序と時間は抽籤で決するのがよろしい。

第2條 (一) 競技者は委員の定めた順序と時間に出發しなければならない。競技者は委員の許可なき限り天氣不良その他如何なる理由を以てしても試合出發の中止または遅延をすることが出来ない。この規則違反は出場失権である。

(二) 委員がもしゴルフ場が競技し得べき状態にあらずと考へ、または光線不足のために普通の競技が出来ないと思つた場合は何時でもその日の競技は無効と宣言する 權能を有つてゐる。

第3條 二人またはそれ以上の競技者が出場者が最少記録を出した場合は同點

者は同じ日にもう一週りして優勝者を決しなければならぬ。

但し委員がそれを不適當又は不可能と考へた場合はその優勝者を決定すべき日と時を指定しなければならぬ。

同點競技者の數が奇數の場合は抽籤によつて順序を定めこれを表に載せねばならぬ。その時は競技者はその記載されてゐる通りの順で二人宛競技しなければならぬ。

單獨の競技者には第1條(二)の適用をするか或は競技者多數決の同意を得れば三人の競技を許すかを委員は指定しなければならぬ。

第4條 (一)ストロークコムペティションの行はれる日には新しいホールを切らねばならぬ。

(二)試合の當日競技者は總て出發前に何れのマツティンググリーンにおいてもまた何れのマツティンググリーンに向つても打球してはならないのみならず所定のコースであるならば手近かの何れのホールにも意識的に打球することは出来ない。これを爲した場合は出場失権となる。

第5條 (一)各ホールの打數は記録者又は各競技者でその二人のみの打數を記さねばならない。

二人以上で記録する場合は各記録者は各自その責任ある部分に署名を要する。

各ホールを済ませる毎に打數をはつきり言はねばならぬ。

所定の一週りを終つたらば記載表にこれを記録した者が署名して遅滞なくそれが提出されるや否やを見届けなければならぬ。これに違反した場合は失格である。

記載表には日附と出場者の名前とを記載して發行せねばならぬ。

(二)競技者はその記載表の提出される前に各ホールの打數が正しいか否や

を見極めねばならぬ。一旦提出された記録の変更は出来ないのである。

もし競技者が実際に打つたよりも少い打数の記載表を出したことが判つたら失格である。打数を多く記載した記載表については委員がその責に任ずる。

(三)一と廻りした後で競技者が何れかのホールで罰点を科せられるか何らか疑問があつた場合はその事情を書面にして記載表と同封して委員に出しても差支へない。必要なら委員は適宜に罰点を決定すべきである。

同競技規則

第6條 競技者は自分のキャディー以外の者に助言を求めまたはこれを受ける意志を有つてはならない。この規則違反は失格である。

第7條 (一)競技者は出場表に書かれてある順序で最初の打出し場所から打出さなければならない。その次からはマッチプレイと同様に先打権によるのである。

しかし競技者が誤つて順序を間違へた場合は罰点なしで且つ打ち直しの請求もせられない。

(二)競技者が何れかのホールでも打出し場所以外から第一番目の球を打出した場合は、その打数を勘定に入れ、打出し場所の内に球を置き直して打つべきである、この規則違反は失格である。

第8條(一)競技者は自分の球を各ホールごとに入れ終らねばならぬ、この規則違反は失格である。

(二)競技者が自分の球と違つた球を一つ打つた場合は、その次ぎに自分の球を打ちさへすれば罰点なしである。但し違つた球を二度繼續して打てば失格となる。

(三)ハザードの中で競技者が自分の

球と違つた球を一つ以上打ち、そしてハザードの区域外に出てから次の打球をするまでにその間違ひを發見した場合は、その時自分の球を打ちさへすれば罰点なしである。

第9條 競技者の球が自分、自分のクラブ、または自分のキャディーに觸れまたは止められた場合は罰点一點である。但し打数規則第13條(一)に規定しある場合は例外である。

(一)競技者の球が他の出場者、そのクラブ又はそのキャディーに觸れ、又は止められた場合は、芝生の邪魔としてその球は止つて居る箇所から打たねばならぬ。但し打数規則第13條(一)に規定ある場合は例外である。

第10條 (一)競技者の停止して居る球が、他の競技者、そのクラブ、又はそのキャディーその他風以外の他の出来事で偶然動かされた場合は元の位置へ出来るだけ近く置き直さねばならぬこの規則違反は失格である。

(二)競技者は他の競技者の球が自分の打球に邪魔になると思つた場合はその球の所有者の任意で先きに打つて貰ふかまたは取り上げて貰つて差支へない。

第11條 球はコース上の如何なる箇所から取り上げても差支へない。

競技者がこの規則によつて球を取り上げる場合は

A 第22條に定められてゐる通り打球をするか。

B 球を取り上げた場所の後方に球を置き二點の罰点を拂つて打つか、なほそれも不可能の場合はその球を拾ひ上げた箇所出来るだけ近く且つホールに近くない箇所へ球を置いて二點の罰点を拂つて打つか。

いづれかである。以上に認められてゐる通りの方法でテイクアップする場合は第15條に規定してある制限は受けない

いことになる。この規則違反は失格である。

第12條 球の異同を確かめる目的で競技者は他の競技者の面前において何時でも球を取り上げ慎重に置き直してもよろしい、この規則違反は失格である。

第13條 (一)競技者の球がホールから二十ヤード以内にある場合、旗竿またはホールに立つてゐる人によつて打たれ、觸れ又は止められた場合は罰点二點を科せられる。

(二)雙方の球がパツティンググリーン上に在る場合、競技者の球が自分と一緒に競技してゐる競技者の球に當つた場合は一點罰点を科せられる。そしてその球は直ちに元の位置に置き直さねばならぬ。本規則第10條(一)を参照。

(三)球がホールから一番遠い競技者は近い方の球の所有者の任意でこれを打つて貰うても亦取り上げて貰つてもよろしい。この規則の適用を近い方の球の所有者が拒絶した場合は失格となる。

(四)競技者の球の方がホールの近くにあつて、その球が自分の組の出場者の競技の助けになるかも知れぬと思つた場合は出場者は取り上げるか又はさきに打たねばならない。

(五)競技者の球の方がホールの近くにあつて他の競技者の球が動いてゐる際にこれを取り上げたら罰点一點を科せられる。

(六)競技者またはそのキャディーが球をホールに入れずして取り上げた場合は(但上記規定の場合を除く)次の打出し場所から打つ以前或は最後のホールならば、そのパツティンググリーンから出る以前に限り二點の罰点で置き直して打つても構はない。

第14條 ゴルフ一般原則においてそ

のホールを負けると定めてある規則違反は、ストロークコンペティションの場合では罰点二點を科せられる。但し特別規則で規定されてゐるものはこの限りでない。

第15條 ゴルフ一般原則はこの特別規則に抵觸しない限りストロークコンペティションにも適用する。

第16條 紛議が起ればそれは總て委員が決定する。但し規則第36條の規定に従ひゴルフ規則制定委員に訴へ出る場合は例外である。

ボギーコンペティションの規則

ボギーコンペティションとは所定の一廻りまたは数廻りすべき各ホールに定められた標準打數に對抗するストロークコンペティションの一方法である。

勘定はマッチプレイと同様にするのであつて全ホールに對する勝ち數が一番多い者が優勝するのである。

ストロークコンペティションの規則を適用するのであるが次の諸項は例外とする。

A 競技者が打数を記録しないホールは負けと看做す。打数を記す者は競技者が各ホールで標準打數と同數またはより少い記録を作るか否やにつき正確な打数を記す點にのみ責任がある。

B 失格と定められてゐる規則違反はすべてその違反が行はれたホールに對して失格するのみである。但し出場者はストロークコンペティション規則第2條(一)第4條(二)及び第5條(一)及び(二)に規定されてゐる一般的失格は免れられない。

【備考】 ハンダイキャップの減率表及び打数を何のホールで附加し或は替すべきを示した表は各打数記載表の裏面に印刷して置くべきである。

漕艇規則

(昭和七年度大日本漕艇協會編)

本則は日本漕艇協會にかゝるものでありますから競技大會規則中の期日、大會準備出漕申込等の條項は同協會本位に編成されてありますが、その他の各條條は何れの大會も本則に準據し得られると思ひますから同協會の諒解を得て本年並に轉載し漕艇規則としました。

競漕會規則

第一章 期 日

第1條 本會主催各種競漕會の期日並に場所は毎年一月開催の評議員會において決定し之を發表す

第2條 競漕會は晴雨に拘らず之を行ふ、但し當日荒天にして審判者競漕不能と認めたる時は翌日之を行ふ、翌日尙不能なる時は會長更に期日を指定す

第3條 競漕會二日以上に及ぶ時は豫選競漕と決勝競漕とは別の日において之を行ふ

第二章 役 員

第4條 會長は競漕會期日一ヶ月前に競漕會委員を依頼す。競漕會委員は競漕會の準備器具の整理番組の編成等凡て競漕會に關する事務一切を分擔處理し事務理事之を統轄す

第5條 競漕會當日の係委員を分ちて次の數種とし競漕會委員及び當協會役員その他より會長之を依頼す

總務係、審判係、判定係、發艇係、水路係、逐船係、會場係、競艇係、記録係、番組係、揭示係、器具係、接待係、記者寫眞係、庶務係、會計係

第6條 總務係は會長を補佐し競漕

會全般にわたる事務を統轄す

第7條 審判係はその中より審判者を互選し審判者は各競漕において競漕者の競艇に乗組みたる時よりその歸着に至るまで一切の行爲に付判斷命令裁決等審判の全權を有す

第8條 判定係はその中より判定者を互選し判定者は競艇到着の順序を制定す

第9條 發艇係はその中より發艇者を互選し發艇者は審判者の指揮に従ひ競艇出發の號令をなす、但し審判者これを兼ねる事を得

第10條 水路係は水路の測量設備並に當日使用すべき汽艇、和船、浮標、目標等の用意その他水上における一切の準備並に設備をなし各水路を成る可く完全公平ならしむる事を期す

第11條 逐船係は水路中の障害を除去し競漕に支障なからしむる事を期す

第12條 競艇係は選手練習艇並に當日使用競艇及び附屬具に關する一切の準備をなし、競漕當日は競艇の發着を指揮し艇體機装を監査す

第13條 會場係は會場の設備、陸上における應援團の配置その他陸上設備に付一切の準備をなし競漕會當日會場の取締、應援團の行動を指揮監督す

第14條 記録係は競漕會に關する一切の記録並に競漕に關する一切の記録及び計時を司る

第15條 番組係は番組の編成をなし競漕者を招集しこれを競艇に乗組ましむ

第16條 揭示係は競漕水路の順序、艇名、着順時間等その他揭示一切の事務を處理す

第17條 器具係は競艇及び附屬具以外當日必要な一切の器具を準備し之を處理す

第18條 接待係は接待に關する一切の事務を處理す

第19條 記者寫眞係は新聞雜誌通信寫眞記者活動寫眞班の應接をなす

第20條 庶務係は前條各係の分擔せざる一切の事務を處理す

第21條 會計係は競漕會に關する費用の收支を司る

第22條 第10條乃至第21條に規定せる各係中其一名を會長の指名により係主任とす

第23條 審判係、發艇係、判定係は評議員會出席者三分の二以上の同意を経て會長之を依頼す

第三章 準 備

第24條 競漕會期日一ヶ月前會長は評議員會を招集し競漕會の方針役員の詮衡等凡ての協議をなすべし

第25條 競漕會委員は隨時競漕會委員總會を開き協議をなす

第四章 出漕申込

第26條 競漕會に出漕し得る者は當協會加入團體又は團體員に限る

第27條 競漕會に出漕せんとする者は本會指定の期日までに競漕種類、出漕者、選手監督、選手、補充員の氏名を明記したる別紙書式により所定の出漕料を添へ本會に申込むべし(書式略)

第28條 選手補充員はカッター、イト・オアス・シエルは五名以内フオ

ア・オアス・シエル、固定席艇は三名以内とす

第29條 學校を代表する選手は一種目一校一クリューに限り四ヶ月以上出漕校に在籍することを要し引續き五回以上出漕することを得ず

第30條 何人も同一競漕に二回以上の申込をなすを得ず

第31條 競漕は凡て本會所定の審判規則によりて行ひ本會所定の競艇及び水路を用ふ

第32條 競漕會に用ふる艇型は滑席艇及固定席艇とし本會所定のものまたは本會においてこれが使用を許可したるものに限る

第33條 競漕距離は滑席艇千六百位以上直航、固定席六人漕艇は千位以上直航、カッターは三千位以上廻航とす

第34條 出漕艇四隻以上ある時は豫選競漕を行ふ、豫選競漕と決勝競漕は四時間以上間隔あることを要す、但し豫選競漕後は如何なる理由あるも乗組員の變更を許さず

第35條 出漕申込多數なる時は各地方支部において豫選競漕を行ふ、但し各地方支部において豫選を行ひたる際その勝艇止むを得ざる事由のため本競漕に出漕し得ざる時は支部は委員會に附議し本部評議員の承認を経たる上代表者を推薦することを得

第36條 競漕者の出漕資格に對する抗議は書面を以てし成るべく速に會長に差出すべし、無資格なることを發見したる時は競漕より除外し又はその勝利を無効とす

第37條 水路、競艇及び競漕豫選組合せは評議員會の定めたる適當の時機に於て審判者抽籤を以てこれを定め、但し自己の競艇を用ふる場合は競艇の抽籤をなさず

第38條 各競漕の順序は評議員會に於てこれを定め

第五章 競漕

第39條 競漕者は當日定時二時間前に必ず出席の旨を申出づべし

第40條 出漕團體または出漕者にして競漕に出席し能はざる時は競漕會前日までに本會に届出づべし

第41條 前條の届出を怠りまたは競漕の當日參集せずまたは正當の理由なくして競漕を拒む者は競漕會委員協議の上相當の制裁を加ふることあるべし

第42條 缺席者ある競艇は豫め届出たる補充員の外乗組ます事を得ず

第43條 前條により補充するも尙缺員ある艇は競漕より除外す

第44條 各競艇は必ず定時十分前に競艇線又は繫留船附近にあるを要す然らざる時はこれを競漕より除外することあるべし

第45條 各競艇の乗組員は競漕中不體裁たる服装をなす事を得ず

第46條 各競艇は其出發より決勝戦に入るの間に於て定員を缺くことを得ず、定員を缺く競艇は之を競漕より除外す

第47條 各競艇は勝敗の如何に拘らず必ず規定の全水路を漕了することを要す

第48條 競漕の終りたる時各競艇は速に所定の棧橋に歸り艇員を整頓して上陸すべし

第49條 競艇及び諸器具は成るべく丁寧に取扱ひ毀損せざる様注意すべし、若し破損せる時は所屬團體其の責に任ずべきものとす

第50條 優勝者には所定の優勝旗、優勝牌、又は賞品を授與し其の記号は永く保存す、但し現金または有價證券等を賞品となす事を得ず

審判規定

第一章 水路

第1條 競漕水路は互に並行し線を以て境界とす

第2條 水路の順位は判定所側より

起算す

第二章 發の艇

第3條 各競艇は指定の時刻水路の順位に従ひ發艇線に整列し發艇の號令を待つべし

第4條 發艇線に整列する事を遅延したる競艇は審判者においてこれを競漕より除外することあるべし

第5條 發艇の號令は發艇者先づ用意の豫令を下し次に號砲を以て之を爲す發艇者は審判者の指揮に従ふべし、但し審判者は發艇者を兼ねる事を得

第6條 用意の豫令下るも未だ用意整はざるか又は其他の故障ある時は舵手は直に片手を擧げて發艇者に發艇の猶豫を請ふべし、此場合に於て發艇者は相當時間經過後再び用意の豫令を下すべし而して此號令下りたる後は如何なる理由あるも同一の競艇より更に發艇の猶豫を請ふ事を許さず

第7條 發艇者又は審判者に於て發艇を不完全なりと認めたる場合には直に各競艇を發艇線に呼還す事を得、競艇の呼還は號砲一發を以てす

第8條 發艇の際不正の行爲ありたる競艇は審判者之を競漕より除外すべし

第三章 故障

第9條 競漕中その水路における障害競艇の故障等一切の災厄は他の競艇の不正の接觸を除くの外各競艇自ら之を忍ぶべきものとす、但し競漕に關係なき船舶その他の妨害ありたる時は審判者は競漕を中止し再競漕をなさしむる事を得、競漕の中止は號砲二發を以てす

第四章 接觸

第10條 各競艇は自己の水路を進航すべし、競艇が競漕中正當なる水路にありや否やは審判者之れを決定す

第11條 接觸とは發艇後決勝線に入るの間において一競艇の乗員の身體、

または艇體が他の競艇の乗員の身體又は艇體に觸るゝ事をいふ

第12條 不正の行爲ありたる時は審判者はその競艇を競漕より除去す

第13條 競漕より除外すべき競艇生じたる時は號砲一發前にその競艇水路順位數の警笛または警鐘を以てこれを命じ審判者は次の如く處決す

(1)除外せられざる競艇の着順によりその勝順を定む

(2)直に競漕の中止を命じその競艇を競漕より除外し他艇をして再競漕を行はしむ、競漕の中止は號砲二發を以てす

第14條 競漕中審判者の宣告を待たずして競漕を中止したるものは競漕權を放棄せるものと看做す

第15條 競艇が接觸を惹起する虞ある場合には審判者はその競艇に對し進路を變ずべきことを注意することあるべし前項の注意は警笛又は警鐘を以てし第一水路に對しては一警、第二水路に對しては二警、第三水路に對しては三警とす

第五章 判定

第16條 競艇の規定決勝戦に入れる順序は判定者之を判定す

第17條 競艇の一が最先に決勝線に入りたる時は判定者號砲をもつてこれを報じその艇旗と同色の旗を掲ぐべし、二隻以上同着の場合には號砲と共にその各競艇の艇旗と同色の旗を掲ぐべし

第六章 決勝

第18條 審判者、發艇者において適法と認めたる競艇中最先に決勝線に入りたる競艇を勝艇とす

第19條 適法且最先に決勝線に入りたる競艇二隻以上ある時は豫選競漕に於ては再競漕をなさしめ決勝競漕に於ては何れも勝艇と認む

第20條 各競漕に於て總ての他艇が競漕權を失ひたる時は競漕權を有する

競艇を勝艇と看做す、但其競艇は既定の水路を漕了するを要す

第七章 再競漕

第21條 再競漕の場合に於て其時日距離、水路、競艇等は審判者之を定む但し審判者が必要と認めたる時は該競漕關係役員合議の上之を決する事あるべし

第八章 審判

第22條 審判者、發艇者の指揮命令に背くものは競漕よりこれを除外す

第23條 競漕に關する一切の争訴は審判者これを裁決す、但し審判者は發艇者、判定者と合議する事を得

第24條 審判者の裁決は最終にしてこれに對抗することを不得

第25條 審判者は必要と認むる時は前條の裁決の發表を遅延することを得但し競漕當日中には必ずこれを發表すべし

第26條 各競艇は競漕中その援助を得る目的を以て他の船艇を追隨せしむることを不得、これを犯したる場合にはその競艇を競漕より除外することあるべし

第27條 本則の規定せざる事故生じたる時は審判者これを裁決す

附則

第28條 審判者の許可なき者は審判艇に便乗することを不得

第29條 各競艇の一にして競漕中他艇に遅れ審判者にして既に他艇に追隨するを得ずと認めたる時は審判艇はその艇より進航する事を得

第30條 審判艇の故障並にその他の事由により審判者審判不可能に陥りたる時は自己の權能の一部を他に委囑することを不得

第31條 回航競漕においては自己の水路にある浮標を基點として左舷回轉をなすべし、他艇の浮標と回轉したる時はその競艇を競漕より除外することあるべし

柔剣道審判規定

(昭和七年度)

剣道試合審判規程

第1條 剣道試合は斬撃、刺突に依る勝負を主とし併せて姿勢、態度、技術等に就き審判し其の勝敗を決す

第2條 審判員は三名とし内一名は代表して試合者に対する指示注意を爲す

第3條 試合者の勝敗は審判員多数の決定に依り之を決す、時間経過のため試合を停止したる場合には前項に準じ勝敗を決す

第4條 試合は三本試合とし其の時間は五分以内とす、但し審判員に於て必要と認めたるときは他の審判員一名以上の同意を得て猶豫することを得

第5條 審判員は試合が禮を畢り互に氣充つるを淺とし「勝負三本」と聲を掛け試合を開始せしめ次の條項に該当するときは他の審判員一名以上の同意を得て「それ迄」と聲を掛け試合を止めしむ

(イ)勝敗決したりと認めたるとき
(ロ)試合時間の経過したるとき
(ハ)不正の行爲ありと認めたるとき
(ニ)負傷其の他の事由に依り試合を續行し得ずと認めたるとき

第6條 試合を止めたるときは各審判員は所定の用紙に記しある者の中勝者と認むる者の氏名上に○印を附し之を係員に交付す、係員はこれに依り勝敗を表示す

第7條 撃突は次の部位に限る
斬撃の部位=面(額部以上に限る)
胴(左右)=右小手(揚小手、上段の場合等は左小手の斬撃も有効とす)

刺突の部位=喉(面垂れ)

第8條 撃突は充實せる氣勢と刃筋の正しき技及び適法なる姿勢とを以てなしたるを有効とす

第9條 引揚はこれを禁ず、違背するときは審判員において注意を與へ、なほ違背するときは試合を停止す

(参考) 本條において引揚と稱するは有効なる撃突の有無に拘らず備へを崩し氣勢を弛め試合を中断する動作をいふ殘心を以て直に後の備へをなすものはこれを包含せず

第10條 撃突後氣勢を弛め殘心なき動作をなし反つて撃突せられたるときは後の撃突者を勝とす

第11條 片手を以てする撃突は正確にして最も有力なるものに非ざれば勝と認めず

第12條 刀を打ち落されたるときは透さず對敵動作をなすべし、但し審判員は組打を差止め、改めて試合をなさしむ

第13條 試合中非禮または陋劣の言動あるときは審判員において注意を與へその甚しきは試合を停止す、撃突有効なるも非禮または陋劣の言動あるときは勝と認めず

第14條 第9條、第13條に依り試合を停止したるときはその對士を勝とす

柔道亂取試合審判規定

第1條 柔道亂取試合は投技、固技に依る、勝負を主として併せて姿勢、態度、技術等に就き審判し其の勝負を決す

第2條 審判員は三名とし内一名は代表して試合者に対する指示、注意を

なす

第3條 試合者の勝敗は審判員多数の決定に依り之を決す、時間経過のため試合を停止したる場合には前項に準じ勝敗を決す

第4條 試合は一本試合としその時間は約10分以内とす、但し審判員において必要と認めたるときは他の審判員一名以上の同意を得て猶豫する事を得

第5條 審判員は試合者禮を畢りたるを淺とし「始め」と聲を掛け試合を開始せしめ次の條項に該当するときは他の審判員一名以上の同意を得て「止め」と聲を掛け試合を止めしむ

(イ)勝敗決したりと認めたるとき
(ロ)試合時間経過したるとき
(ハ)不正の行爲ありと認めたるとき
(ニ)負傷其の他の事由に依り試合を續行し得ずと認めたるとき

第6條 試合を止めたるときは各審判員は所定の用紙に記しある者の中勝者と認むる者の氏名上に○印を附し之を係員に交付す、係員は之により勝敗を表示す

第7條 試合は投技及固技を以て之を行はしむ、投技は立技、捨身技を、固技は絞技、抑技、關節技を包含す

第8條 試合は必ず投技より始むべし

第9條 抑技は投技より連続せらるるか對士が故意または過ちて倒れたるか若くは絞技または關節技より抑技に移り得る形勢になりたる場合より始むべし

第10條 投技にて勝と認むべきものは次の條件を具備するを要す

(イ)故意または過ちて倒れたるに非ずして一方より技を仕掛け又は對士が技を外したるがため倒れたること
(ロ)大體に於て仰向に倒れたること
(ハ)相當の「ハヅミ」または勢をもつて倒れたること

以上の條項を具備せざるも試合者の一方が自ら「参り」の合圖をなし、またはその意志を明瞭に表示したる時はその對士の者を勝とす、但し本規定に禁止せる技若くは動作による場合は此の限りに非ず

第11條 縦よりにても横よりにても試合者の一方が對士の體を投げ落せば危険なる形において巧に大凡水平に肩の高さ以上に抱き上げまたは擔ぎ上げたときは投落すことを止めしめその者を勝とす

第12條 投技を掛けたるも掛けられたる者が地に落つる前體を轉じ免れたるときは之を負と認めず

第13條 投技にて何程早く其身體を變化するも一度投倒されたること明かなるときは投倒したる者を勝とす

第14條 試合者の一方が場内より對士を場外へ投出し又は倒したるときと雖も第10條の條件を具備する場合は其の者を勝とす

第15條 試合場外に於て施されたる技は無効とす

第16條 固技にて勝と認むべきものは次の條件の何れかに該当するを要す

(イ)抑技の場合試合者の一方が完全に40秒間以上抑へたるとき
(ロ)「参り」の合圖を爲したるとき
(ハ)絞技又は關節技の効果十分と認めたるとき

第17條 試合者は試合中次のことを禁ず

(1)技に關すること=胸絞△直接兩脚を用ひて頸を絞める技△頸椎及背柱に損傷を及ぼす技△手足首、手足の指、膝の關節技△直接に肩關節をとる技△試合者の一方が下より脚にて頸部と脇下とを袈裟に挟みて對士を絞め(三角絞)又は肘關節をとる技△足蹴

(2)動作に關すること=膝行の姿勢

又は對士より離れて故意に仰臥の姿勢をとる△試合中雙方が立ちたる姿勢の場合固技に入る爲對士の片足又は兩足をとること△投技を施す意志なく對士の攻撃を避くる對士の片襟若しくは兩襟をとり、故意に倒るゝこと△負けざらんとのみ欲して對士の帯又は片襟と同じ側の袖を持つ姿勢を長時間保つこと△専ら負けざらんとのみする動作△固技を逃るゝ目的にて對士の帯又は襟に足を掛くこと△對士の顔面に手足を掛くこと△稽古着の袖口、下穿の袖口に手を入れるゝこと△絞技を掛けられたるとき指をとりて難すこと△對士を釣上げ又は引上げた場合急に之を突當て又は突落すこと△對士を抱上げ又は擔ぎ上げるとき故意に突落す事

第18條 試合者の一方が第17條又はその他の禁止事項に屢次違反し或は不都合の行爲ありと認むる時は試合を止めしめその對士を勝とす

第19條 試合中負傷及事故の場合は次の如く決す

(イ) 試合者の負傷が原因不明なるとき又は雙方の過失に依るときは同責とす對士が故意に負傷せしめたるときは負傷せしめたる者を負とす

(ロ) 審判員が試合を繼續し得ると認むるに拘らず試合を拒否するときは其の者を負とす

(ハ) 負傷が全く負傷者自身の動作又は不注意に依り對士が之に與らずと認むるときは負傷者を負とす

(ニ) 試合者が負傷以外の心身異状のため試合を繼續し能はざるときは其の者を負とすることあるべし、同様の理由に依り其の者が試合の中止を申出でたる時亦同じ

第20條 審判員は次の場合には「待て」と聲を掛け試合を一時中止す

(イ) 試合者の一方が下より搦つきた

るとき對士がそれを相當の高さに持上げたるとき

(ロ) 試合者の一方が後方より搦みつきたる時對士が其の者を制しつゝ立上りたるとき

(ハ) 試合場外に出でたる時(ニ) 服装を正さしめんとする時(ホ) 其他審判員が中止を命ぜんとするとき

第21條 試合者の一方が試合を行はざるときはその對士は勝とす

柔、剣道審判規程附則

第1條 試合の成績に於て勝率の同じき者二人以上ある場合は總當法に依り再試合をなすものとす

第2條 總當法に依る試合に於ては次記各號の場合を區別し勝者の決定並に再試合をなすものとす

(一) 三人組の場合ニ勝したる者を勝者とす一勝者三人ある場合は三人につき再試合をなさしむこの場合の審判員は之れを五人とす(剣道の場合此の限りにあらず) 此の試合において二勝したる者は勝者とし若し一勝者のみの場合は五人の審判員の多數決法によりて勝者を決す、但し得點二二、一の割合の場合は一名を除き他の二人に就き五人の審判員(剣道は此限にあらず)において多數決法によりて決す

(二) 四人組の場合三勝したる者を以て勝者とす、二勝者三人ある場合は前號一勝者三人ある場合と同じ

(三) 五人組の場合四勝したる者を以て勝者とす、三勝者三人ある場合は四人組の時二勝者三人ある場合と同様の方法に依る、三勝者二人の場合ハ四人組の時の二勝者二人ある場合と同様の方法に依る、三勝者一人の場合は之れを勝者とす、二勝者五人の場合は再試合をなす、其の審判員は五名とす(剣道は此限にあらず) 其の結果は前四項に同じ

ドッチボール規則

(大阪市學童體育研究會編)

競技概説

本競技は同人敵より成る二チームがハーフ・ウエー・ラインによりて二分せられたるコート的一方(内野、外野)を占有し互にボールを投げ合ひて内野に在る相手方競技者に當てこれをアウトとし一定時間内に於て全滅せしむるか或は一定時間競技を繼續したる後内野に残れる競技者の數の多寡によりて勝敗を決する團體的競技である。

競技規定

第1條 コート コートは何等障礙物なき長方形の平面にして尋男、尋女、高女は長さ22呎、幅16呎の内に末尾圖面の如く内野外野を區劃すべし。(但高等科男子は長さ24呎、幅17呎とす) コートの區劃線は規定内に幅6呎を下らざる線を以てし且總ての點に於て固定障礙物と少くとも1呎以上の距離を保つべし。

長方形の長さ線をサイド・ラインと稱し短かき線をエンド・ラインといひ兩者は互に直角たるべし。ハーフ・ウエー・ラインは内野、外野を折半すべし。競技場の中心を中點とし半径0.6呎の圓を畫くべし。これをセンター・サークルと稱す。

(註) 競技場の大き並に障礙物との距離は競技關係者相互の合意の上變更することを得。

第2條 チーム 一チーム人員を二十一人とし中一人をキャプテンとす。チームの人員は競技關係者の合意の上變更することを得。補缺はタイム中審

判員の許可を得てなすことを得。補缺者は五名以内とし前競技者の位置につくものとす。

第3條 ボール ボールは圓形にしてゴム袋を皮製の外皮にて被ひたるものとす。その周圍は65センチ以上85センチ以下重量300グラム以上450グラム以下とす。

(註) ボールは競技關係者の合意の上變更することを得。

第4條 チームの配置 各チームは抽籤に依り場所を定め十五人を内野に六人を外野に配置し内野より一名のセンターを出す。センターはセンター・サークル内に於て各々味方の内野に向つて對立す。

競技方法

第5條 競技開始法 正審判員はセンターの中間に於てセンター・サークルの中心に落下する様兒童の何れが跳び得るよりもボールを空中に投げ上げ今や落下し始めんとする時合圖をなす合圖後ボールがセンターに觸れたる時を以て競技は開始せらるゝものとす。

(註) 競技は正審判員の合圖なしに開始すべからず。ボールがセンターに觸れざる時は正審判員は第五條を繰り返すものとす。サイドはキャプテンのトツスによりて定む。ハーフタイム後のサイドは交代するものとす。

第6條 競技 競技は次の方法によつて行はるべし。

第1項 ゲームは八分宛前後二回繰返すものとす。

第2項 第5條に依りゲームが開始せ

- られて後ボールを得たる競技者は内野に在る相手方競技者をアウトとすべく投げるものとす。
- 第3項 ボールは味方の間において五回以内転送する事を得、此場合受け損ずるともアウトとはならず。
- 第4項 競技者はボールを五秒以上保持すべからず。
- 第5項 競技者はボールを保持し三步以上歩むべからず、又二回以上のジャンプをなすべからず。
- 第6項 競技者は故意にボールを蹴るべからず。
- 第7項 相手方競技者の投げたるボールが身体(衣服も含む)の一部たりとも触れたる競技者はアウトとなりて味方の外野に出づるものとす。但しバウンドせるボールが身体に触れたる場合はアウトとならず、また一人の競技者をアウトしたるボールが他の競技者に觸るゝともその競技者はアウトとならず。
- 第8項 相手方競技者の投げたるボールを受け止めたる競技者はアウトに非ず、また相手方競技者の投げたるボールを受け止めんとせし競技者がそのボールをフアンブルして受け損じたるもボールが地につかざる前に同一競技者がこれを捕へたる時もアウトに非ず。
- 第9項 外野にある競技者が内野にある相手方競技者をアウトせしめたる場合には生還するものとす。
- 第10項 アウトとなり、また生還の資格を生じたる競技者は所定の場所につくまでボールに觸るべからず。
- 第11項 競技者は相手方競技場及ーフウエー・ラインに身體を觸るべからず。内野(外野)より外野(内野)への通路はサイド・ラインとハーフ・ウエー・ラインとの交點とす。但相手方の妨害にならざる所を通過す

- る事を得。
- 第13項 競技者の投げたるボールが相手方の競技者に觸れずして競技場外に出でたる場合にボールは相手方チームに渡すものとす。
- 第13項 競技者はボールをつきつき歩むこと及びボールを空中に投上げつつ歩むことを得ず。
- 第14項 審判員は次の場合タイムを宣告す。(タイム中のボールは無効なり)
 - (1) 競技者負傷の時。
 - (2) 反則の行はれし時及び第6條第12項の場合相手方にボールが觸れずして競技場に出た時。
 - (3) ボールの所有の不明なる時。
- 第15項 試合中止のボールをインプレーするには次の如くす。
 - (1) 第6條第14項(1)の場合には正審判員の合圖により開始す。ボールはタイムを宣告せられし時所有せしチームのものとす。
 - (2) 第6條第14項(2)の場合には審判員がボールを興へたる時開始せらるゝものとす。
 - (3) 第6條第14項(3)の場合には第5條によりボールをインプレーとなす。
- 第16項 競技者は競技精神に反するの言動あるべからず。
- 第17項 競技者は競技中審判員の同意なくして場外に去るべからず。
- 第18項 競技者は故意に競技時間を遅延せしむる行爲あるべからず。
- 第19項 競技者は故意に相手方競技者を妨害するの行爲あるべからず。
- 第20項 競技者は審判員の判定に對し抗議をなすことを得ず。但し質問は競技時間外においてキャプテンによつてのみなざるゝものとす。
- 第7條 競技時間 競技時間は八分宛二回繰返しその兩回の間に四分間の

- ハーフ・タイムを置くものとす。
- (1) 競技時間は競技関係者の合意の上變更することを得るものとす。
- (2) タイム中の時間は競技時間に加算せざること。
- (3) 味方にボールある時に限り三回以内キャプテンはタイムを要求することを得。
- 第8條 採點及び決勝 採點及び決勝は次の方法によつて定む。
- 第1項 各ハーフの終における内野の残存者一名に一點を興ふ。
- 第2項 全滅せしめたるチームには残存者の如何に拘らず競技者數だけの點を興ふ者とす。即ち一チーム廿一人なる時は廿一點を興ふるが如し。
- 第3項 各ハーフの終りに於ける得點の和の大なるを以て勝者とす。
- 第4項 兩チームの得點の同じ場合には競技時間を三分間延長し尙同點の場合には更に三分間延長す、かくして勝負の決するまで三分間宛延長するものとす。競技時間を延長する場合には兩チームは競技場を交換せざるものとす。
- 役員及び役員の任務
- 第9條 役員及役員の任務 役員は正審判員一人、審判員二人とす。
- 第1項 正審判員は總ての罰則を課し次の場合之が審判權を有す。
 - ボールが競技中にある時。△ボールが試合中止の時。△競技者のアウトの時。△反則の時。△ボールの所有の不明なる時。
- 第2項 正審判員は競技開始より終了まで如何なる場合においても規則違反行爲に對し審判をなすの權利を有すしかして如何なる理由によりて一時競技を中止するもその場合審判員はなほ審判權を有するものとす。
- 第3項 正審判員は兩方の競技場を明瞭に認め得る場所にて競技を妨げざるハーフ・ウエー・ラインの一端に

- 位置すべし。若し審判員にボールが觸るゝも競技は繼續進行せらるべきものとす。
- 第4項 二人の審判員は正審判員と反對側にて各のエンド・ラインとサイド・ラインを認め得べき場所に位置するものとす。
- 第5項 正審判員はタイム・アップの時各チームの得點を發表するものとす。
- 第6項 正審判員と副審判員との決定に差異ある場合は正審判員の決定に従ふものとす。
- 第10條 違反及び罰則 競技の違反に對しては次の罰則が課せられる。
- 第1項 第6條 第4.5.6.10.13.18の各項に違反する時はボールは相手方競技者に興ふるものとす。
- 第2項 ボールを所持せる競技者が第6條第11項に違反する時は第10條第1項により罰せらる。競技者が第6條第11項に違反する時はアウトとす。ボールを投げたる際第6條第11項に違反する時はそのボールは無効にして第10條第2項(2)を適用す。
- 第3項 第6條第16項に違反せりと認むる場合には注意を興へしかもなほ斯る行爲を爲したる時及暴行を爲したる時第6條第17.19.20項に違反せしと認むる時は(豫告の有無に拘はらず)その違反者違反チームを退場せしむることあるべし。絶えず同一反則をなす者も本則に該當するものとす。
- 第11條 競技者の行爲 審判員は競技者が次に掲ぐる行爲を爲したる時或は競技精神に反する甚だしき亂暴なる行爲ありたる時、該競技者をその競技中より除名するの權能を有す。
 - (1) 役員決定に對し主張を固執したる時。
 - (2) 役員及び競技者に對し名譽を毀損するが如き批評または行爲をなしたる時。

競技検査実施要項

(日本體育聯盟制定)

總 說

己に十二歳の兒童は第一の検査(テスト)を試みることが出来る。十三歳以上になると第二テスト及び第三のテストを試み得る。しかしこれらのテストを試みるために何等年齢の制限はない。即ち何歳の者でもどのテストにも應じ得る。さて、テストの標準となるものにも種々のものがあるわけであるが、走、跳躍、投擲及び懸垂は、その内の基礎的のものである。それ故に、この三級のテストは何れもこの四種目(女子には懸垂を除いて三種目)を包含してゐる。又土地の状況に依り或る範圍内での選擇は許される。しかし、テストに合格するためには、走、跳躍、投擲及び懸垂の四種目の内から一つ宛四つ(女子は三種)のテストを試みなければならぬ。テスト合格者には日本體育聯盟からその級に相應する賞牌を附與する。

男子の部 テスト運動の準備

第一テスト

- (一)50^ヤ疾走…………… 8秒³/₄
- (二)立幅跳…………… 1^ヤ7⁵/₈
若くは走高跳…………… 1^ヤ1⁰/₈
- (三)野球用ボール投(正確)12^ヤの距離から6投中3ストライク若くは野球用ボール投(距離)40^ヤ
- (四)懸垂屈臂…………… 四回

第二テスト

- (一)100^ヤ疾走…………… 14秒³/₄
- (二)走高跳…………… 1^ヤ2⁵/₈

- 若くは走幅跳…………… 4^ヤ
- (三)野球用ボール投……………(正確)13^ヤの距離から5投中3ストライク若くは野球用ボール投(距離)…………… 59^ヤ
- (四)懸垂屈臂…………… 6回

第三テスト

- (一)100^ヤ疾走…………… 13秒³/₄
- (二)走高跳…………… 1^ヤ4⁰/₈
若くは走幅跳…………… 44^ヤ6⁰/₈
- (三)野球用ボール投……………(正確)15^ヤの距離から5投中に3ストライク若くは八ポンド砲丸投…………… 8^ヤ5⁰/₈
- (四)懸垂屈臂…………… 九回

テストの規約

- (一)何人も一年に一個以上の賞牌を得る事は出来ない。
- (二)責任ある人はテストを與へることが出来る。
- (三)第一のテストに合格しない者でも第二、第三のテストに應じ得る。
- (四)テストの際にスパイク靴、襜靴を穿いてはいけない、但し通常靴、運動靴、足袋、跣足は差支ない。
- (五)走、懸垂屈臂に對してはたゞ一回の試技が許される。

テストの実施方法

(一)走正確な押し時計(ストップ・ウォッチ)が必要である。出發の合圖「オンゼ・マーク」で出發標につき「ゼツセット」で用意し「ゴー」で出發するしかして合圖員は「ゴー」の合圖と共にハンカチーフ若しくは手で合圖を與へる。この際計時員に見えるやうに開いた両手を拍つことによつて出發の合圖

を與へてもよい。

決勝線のところに位置してゐる計時員は出發の合圖を見て計時を出發させ走者が決勝線を通する時に計時を止める。時計に表はれた時が走者の所要時間である。決勝線上1、21^ヤ(42^ヤ)のところに紐を張り走者の胸部がタイプに觸れたときに時計を止めるやうにすると一層便利である。

(二)立幅跳及び走幅跳 普通の跳躍場が用ひられる。立幅跳の踏切の場合には跳躍者の足はどんな姿勢でもかまはない。但し跳躍する時には一度に兩足を地面から離さなければならぬ。

跳躍しようとして足を地面から二度あげ踵と足尖とを交互にあげおろしながら體を前後に振ることは差支へないがどの足でも全く地面から離してはいけない。

跳躍距離の計測は、踏切板の前端から身體が地面に觸れた最も近い地點までとする。

走幅跳においては、跳躍までの助走に關しては何等の制限はない。但し跳躍者が踏切板を走り越すならばそれは一回の試技と數へられる。

(三)走高跳 横木は、通常走高跳の競技に用ひられる木棒で支柱から7、5^ヤ(3^ヤ³/₄)以上突出してゐない栓の上に載せられる。跳躍に際し、この横木を落した時は一回の試技と數へられる。高さは横木(バー)の真中から垂直に地面までの距離で定める。

跳者は各の高さにおいて三回の試技が許される。バーの下を走り通ることは一回のボークと數へられ、三回の連續的なボークは一回の試技と看做される。

(四)野球用ボール投(正確) 幅40^ヤ長さ60^ヤの板若くは帆布の的をつくるそれを以てストライクの範圍をきめるこの的を板か金網か垣根か若くは吊

されたマツトから20^ヤ乃至40^ヤのところに吊す的の下端は地表から60^ヤ離れてゐる。ストライクはこの的を撃つた投球である。

投者は、これに規定された距離の所にひかれた線の後方から球を投げる。その際、投げられた球が的にあたり、若くは的を通するまでは線上を越してはならぬ。

【註】使用球としては、正規の野球用ボール、テニス用ボール、インドア・ベースボール用ボール、スポンヂ・ボール及びその他これに類似のボールが用ひられる。

(五)野球用ボール投(距離) 正規の野球用ボールを遠方へ投げる方法である。投球は徑2、13^ヤ(7^ヤ⁴/₈)の圈内から行ふ。投球距離の測定はボールが最初地に觸れた地點から最も近い圓周の内縁までを計る。

(六)砲丸投 金屬製8封度の砲丸を投擲は徑2、13^ヤ(7^ヤ⁴/₈)の圈内から行ふ計測は砲丸が最初地表に觸れた地點から最も近い圓周の内縁までを計る。

【註】砲丸投擲は、押し出すのであつて投げるのではない。そのためには投擲は肩の上及び前面で推さなければならぬ。

(七)懸垂屈臂 鐵棒若くは諸種の横木が用ひられる。試技者は兩手で横棒を肩幅に握つて懸垂する。一度體と臂とを伸した懸垂姿勢をとつてから十分屈臂して頸を横木の上まで持つて来る。その際體の振動蹴り等の動作によつて屈臂の動作を助けてはいけない。臂が真直に伸びるまで體を降下する。伸臂懸垂姿勢から頸を横木の上まで持つて来る動作を屈臂一回と數へる。

女子の部 テスト運動の準備

第一テスト

- (一)50^ヤ疾走…………… 8秒³/₄若くは棍棒置換レース…………… 32秒

- (二)立幅跳……………17m60
- (三)籠球用球投……………(正確)6
投中2ゴール若しくは(距離)15m

第二テスト

- (一)50m疾走……………7秒若くは
は棍棒置換レース……………28秒
- (二)立幅跳……………17m70
- (三)籠球用球投……………(正確)6投
中3ゴール若しくは籠球用球投(距離)
17m

第三テスト

- (一)50m疾走……………7秒若く
はポテト・レース……………25秒
- (二)走高跳……………17m20
若くは走幅跳……………37m70
- (三)籠球用球投……………(正確)19投
若くは排球用球・サーヴィング……
……五回中三回

テストの規約

- (一)女子の競技検査に關しても身長や
體重や、年齢に對する制限はない。
- (二)規定中の特別な制限の無い限り各
種目に對した一回の試技が許される
- (三)一年に一種類以上の賞牌は與へら
れない。
- (四)テストを順に追ふに及ばぬ。最初
から進んだテストを試みてよい。
- (五)穿物に對する制限は男子と同じで
ある。

テストの実施方法

(一)棍棒置換レース 直徑50cmの二つの外接圓をひく、圓の一つの内に三つの棍棒を立ておく、二つの中心を貫いた線から10cm離れた所に一本の並行線をひきこれを出發線とする。合圖により試技者は出發線から發走し、三つの棍棒を一つ宛一方の圓から他方の圓に移すの際棍棒を倒してはいけない。三つを移し終ると出發線まで走りもどる。この動作を三回繰り返す。棍棒を移すには何れか一方の手を用ひ

る。圓の内面は平坦にしておく必要がある。

【註】走りもぎつた時には兩足とも完全に出發線を越さなければならぬ。

第一のテストに合格するためには三回の往復を32秒以内になし得なければならぬ。第二のテストに合格するためには28秒以内になし得なければならぬ。

(二)籠球用球投(正確) 正規の籠球用球が使用される。投入の線としてはゴールの中心の直下から半徑4.19m(13'9")の弧が描かれる。投入者はその線外任意の地點から投入し得る使用されるボールとしては正規の大きさと重量とを有するバスケットボールを擇ぶ。ゴールは直接の投入でもよくまた後板を撃つてからのバウンドによる投入でもよい。

第一のテストに合格するためには六回投げる内、二回まで入れ得なければならぬ。第二のテストに合格するためには六回投げる内三回まで入れ得なければならぬ。

(三)籠球用球投(距離) 地上若くは床上に徑 2.13m(7'4")の圓を描き、投者は此圓内で投げる。

投者は投げたボールが地上に觸れるまで圓外の地表に觸れてはいけない、それ以外に觸れた場合は測定されないが、一回の競技に數へられる。三回試技が許され、その内最良のものがレコードとなる。

投擲は一方の手でなされる。使用されるボールとしては、正規の籠球用球が擇ばる。

第一のテストに合格するためには15m以上投げ得なければならぬ第二のテストに對しては少くとも17m第三のテストに對しては19m投げ得なければならぬ。

(四)ポテト・レース 一直線上に

中心を有する四つの圓を並べ描く。これらの各圓は直徑50cmを有しその中心において2m宛離れてゐる第一の圓の中心から2m離れて各圓の中心を連ねる直線に直角に一つの線をひきこの線は出發線ともなり、決勝線ともなる。

出發線に最も近い第一の圓の内に三つの馬鈴薯(實際のポテトでもよく、またその他ポテト大の木片でも小石でもよい)を入れておく。合圖により試技者は出發線から發走するそして一つのポテトを第一の圓からとりこれに最も近い圓内においた後第一の圓まで馳せ歸り第一の圓内から第二のポテトをとり次の圓内におき、馳せもどり第一圓と出發線との間を通過して第一圓から第三のポテトをとり最後の圓内におき直ちに出發線に馳せもどる。

出發線から第二の圓まで走りポテトをとりあげ第一の圓内に入れる第一圓と出發線との間を通過し第三圓に至りポテトを拾ひあげ、それをもち歸り第一圓内に入れ、第一圓と出發線との間を通過して第四の圓に至りポテトを拾ひあげそれを第一圓内に入れ決勝線を走り越す。ポテトが圓の外に出た時は他のポテトに觸れる前に再びポテトを拾ひ上げ所定の圓内へ入れなければならぬ。

【備考】(イ)出來得ざれば第一圓内に籠若くは他の入れ物をおくがよい但し其は直徑3cmを超えない口を有し50cm以下の高さであるこゝを要す。(ロ)第一圓からポテトを拾ひ上げ或はおく動作は、第一圓と出發線の間を通過してから後にしてもよくまた先にしてもよい。第三のテストに合格するためには出發合圖から決勝線を起すまでに25秒以上費してはいけない。

(五)排球用球サーヴィング ヴァレー・ボールの網若くは網をコート

中央において2.13m(7'4")の高さに張る。ネットから7m50cm離れネットに並行して地上に線を引く。

試技者は手に排球用ボールを持ちネットに面して立つ。テニスの場合のやうにボールを片手で投げ上げ地方の手でそれを打ちネットを越えて3m四方の地面の内へ落ちるやうにする。この四角な地域はネットから3m離れ、且つこれに直角に描かれてゐる。五回の試技中三回その内に入れればよい。もしも試技者がボールがまだ地面に觸れない内に線を踏み越したならば、一回の試技と數へるが成功しても無効となる

(六)走、跳躍 男子の実施案に准ず。

各種競技レコード

陸上最高記録表

世界 萬國 極東 日本

世は世界、オは萬國オリンピック大會、極は極東大會、日は日本最高公認記録を示す

トラック

百米競走		
記録年代	選手名	所屬
世 × 10秒3 (1930)	ウヰリアムス	加奈陀
オ 10秒6 (1912)	リピンコツト	米國
極 10秒7 (1927)	ネボムセノ	比島
日 10秒5 (1931)	吉岡 隆徳	東文理
二百米競走		
世 20秒6 (1926)	ロツク	米國
オ 21秒6 (1904)	ハーン	米國
極 21秒3 (1931)	吉岡 隆徳	日本
日 21秒3 (1931)	吉岡 隆徳 中島亥太郎	東文理 早大

四百米競走		
世 47秒 (1928)	スペンサー	米國
オ 47秒6 (1924)	リツデル	英國
極 49秒2 (1930)	中島亥太郎	日本
日 49秒2 (1930)	中島亥太郎	早大
八百米競走		
世 1分50秒6 (1928)	マルタン	佛國
オ 1分51秒3 (1928)	ロウ	英國
極 1分58秒3 (1930)	久富 進	日本
日 1分58秒4 (1930)	岡田 英夫 久富 進	住友生 朝鮮總
千五百米競走		
世 × 3分49秒2 (1930)	ラツメーグ	佛國
オ 3分53秒2 (1928)	ラルヴァ	芬蘭
極 4分6秒 (1930)	津田晴一郎	日本
日 4分3秒 (1931)	津田晴一郎	常磐生

世 14分28秒2 (1924)	ヌルミ 芬蘭	オ 53秒4 (1928)	テイラー 米國
オ 14分31秒2 (1924)	ヌルミ 芬蘭	極 ー	ー
極 ー	ー	日 56秒 (1931)	陸口 正一 明大
日 15分20秒4 (1931)	北本 正路 慶應	三千米障礙	
一萬米競走		世 × 9分21秒8 (1928)	ロウコラ 芬蘭
世 30分6秒2 (1924)	ヌルミ 芬蘭	オ 9分21秒8 (1928)	ロウコラ 芬蘭
オ 30分18秒8 (1928)	ヌルミ 芬蘭	極 ー	ー
極 32分42秒6 (1930)	工藤 胖 日本	日 × 10分6秒8 (1931)	久山 猛 浪速大
日 32分0秒4 (1931)	津田晴一郎 常磐生	四百米繼走	
マラソン競走		世 40秒3 (1928)	{ ヨナート コーツ 獨逸 ホーベン ケーニツヒ
世 × 2時間32分5秒8 (1920)	コーレ 芬蘭	オ 41秒 (1924)	{ ハツセー マーチソン クラーク レコネー
オ 2時間32分35秒8 (1920)	コーレ 芬蘭	極 ー	ー
極 ー	ー	日 41秒5 (1931)	{ 井 沼 佐 々 木 阿 武 吉 岡 日本 生
日 × 2時間34分4秒4 (1931)	鹽飽 玉男 香川	八百米繼走	
百十米高障礙		世 1分25秒8 (1927)	{ ボ ラ ス ミ ハ ウ ス 米國 リ ユ イ ス
世 14秒4 (1929)	ウエン 瑞典	オ ー	ー
オ 14秒6 (1928)	ワイトマン 南阿	極 1分29秒6 (1930)	{ 佐 々 木 中 島 南 部 日本 吉 岡 岡 吉 岡 南 部 岡 田 日本
極 15秒4 (1930)	三木 義雄 日本	日 1分29秒2 (1928)	{ 吉岡、南部 岡、田 日本
日 15秒1 (1929)	三木 義雄 大阪	千六百米繼走	
二百米低障礙		世 3分13秒4 (1928)	{ ベアード テーラー 米國 バーブチ スペンサー
世 23秒(碼制) (1926)	ブルツ 米國	オ ー	ー
オ ー	ー	日 25秒1 (1927)	{ フェル ナンデス 比島 福井 行雄 日本 福井 行雄 東高師
極 24秒3 (1924)	福井 行雄 東高師	四百米中障礙	
日 24秒3 (1924)	福井 行雄 東高師	世 52秒 (1928)	テイラー 米國

オ	3分14秒2 (1925)	ベアード スペンサー アルダマン バーブチ	米 國	世
極	3分24秒1 (1930)	{石原、蒲田 西、中島	日 本	オ
日	3分24秒2 (1930)	{石原、蒲田 西、中島	全日本	極
	五千 米 競 歩			日
世	21分59秒3 (1918)	ラ フ ム ユ ー ゼ ン	丁 抹	世
オ	—	—	—	オ
極	—	—	—	極
日	27分10秒 (1930)	増田 輝夫	明 大	日
	フ 井 ー ル ド			
	走 高 跳			
世	×7分98 (1931)	南部 忠平	日 本	世
オ	7分73 (1928)	ハ ム	米 國	オ
極	7分59 (1930)	南部 忠平	日 本	極
日	7分98 (1931)	南部 忠平	美津濃	日
	走 高 跳			
世	2分03 (1924)	オスボーン	米 國	世
オ	1分98 (1924)	オスボーン	米 國	オ
極	2分A (1930)	トリ ビオ	比 島	極
日	1分96 (1930)	木村 一夫	早 大	日
	三 段 跳			
世	×15分58 (1931)	織田 幹雄	日 本	世
オ	15分525 (1924)	ウイン ター	濠 洲	オ
極	15分355 (1927)	織田 幹雄	日 本	極
日	15分58 (1931)	織田 幹雄	浪速ク	日

種 高 跳				
4分30 (1928)	バー ン ズ	米 國	世	
4分20 (1928)	カ ー ル	米 國	オ	
4分 (1930)	西田 修平	日 本	極	
4分15 (1930)	西田 修平	早 大	日	
	砲 丸 投			
	(16ポンド)			
16分04 (1928)	ヒル シ ュ ト フ エ ル ト	ド イ ツ	世	
15分34 (1912)	マ ク ド ナ ル ド	米 國	オ	
—	—	—	極	
13分66 (1931)	高田 静雄	廣 島	日	
	砲 丸 投			
	(12ポンド)			
—	—	—	世	
—	—	—	オ	
15分80 (1930)	高田 静雄	日 本	極	
15分80 (1930)	高田 静雄	廣 島	日	
	圓 盤 投			
×51分74 (1930)	ゼスアツブ	米 國	世	
47分32 (1928)	ハウ ザ ー	米 國	オ	
40分25 (1930)	齋藤 真衛	日 本	極	
44分54 (1931)	板橋政治郎	慶 應	日	
	槍 投			
×72分38 (1930)	ヤルビネン	芬 蘭	世	
66分60 (1928)	lundキイ スト	瑞 典	オ	
62分19 (1930)	住吉 耕作	日 本	極	

日	66分42 (1930)	住吉 耕作	早 大
世	57分77 (1913)	ライ アン	米 國
オ	54分74 (1912)	マ グ ラ ス	米 國
極	—	—	—
日	47分07 (1929)	塚本箒之助	同志大
	混 成 競 技		
	五 種 競 技		
世	—	—	—
オ	—	—	—
極	3.524點495 (1930)	住吉 耕作	日 本

日	3.614點355 (1931)	住吉 耕作	早 大
	十 種 競 技		
世	×8.255點475 (1930)	ヤルビネン	芬 蘭
オ	8.053點29 (1928)	イル ヨラ	芬 蘭
極	7.113點755 (1931)	齋 辰雄	日 本
日	7.113點755 (1930)	齋 辰雄	教 員
	備考	×印は未だ公認せられない記録である、なほ1932年2月18日ニューヨークで行はれた室内競技においてレオ・セツクストンが砲丸投(16ポンド)で16分06を、2月13日ボストンでスピッツが走高跳到2分04の世界記録を作つた。	

大學、高等、専門學校

國は國際學生、日は日本學生
東は關東學生、西は關西學生
高は高等學校記録を示す

ト ラ ッ ク

	百 米 競 走		
國	記録年代	選手名	所屬
日	10秒6 (1928)	テアード	ハイチ
東	10秒5 (1931)	吉岡 隆徳	東文理
西	10秒3 (1931)	吉岡 隆徳	東文理
高	10秒3 (1930)	相澤 巖夫	京都大
	10秒3 (1927)	高木 正征	山 形

	二 百 米 競 走		
國	21秒5 (1930)	ケ ー ニ ッ ヒ	獨 逸
日	21秒3 (1931)	吉岡 隆徳	東文理
東	21秒3 (1931)	中島亥太郎	早 大
西	22秒 (1927)	相澤 巖夫	京都大
高	21秒9 (1927)	高木 正征	山 形
	四 百 米 競 走		
國	49秒2 (1928)	ストルツ	獨 逸
日	49秒6 (1930)	{西 貞 一 中島亥太郎	{同 志 早 大
東	50秒4 (1930)	中島亥太郎	早 大
西	52秒 (1926)	松居 久	同志大

高	51秒8 (1927)	鈴木 清 三高	一 萬 米 競 走	國	—
國	八 百 米 競 走	—	—	—	—
日	1分57秒6 (1928)	マルタン 瑞西	33分16秒2 (1931)	北本 正路 慶應	日
東	1分58秒6 (1931)	藤枝 昭英 關西大	33分0秒8 (1925)	永谷 壽一 明大	東
西	2分 0秒8 (1925)	細田 正門 早大	35分16秒 (1929)	横山 勇一 關學	西
高	2分 2秒2 (1931)	藤枝 昭英 關西大	百 十 米 高 障 碍	—	—
高	2分 2秒8 (1928)	喜多 亮一 松本	15秒2 (1926)	サンベ 佛國	國
國	千 五 百 米 競 走	—	15秒3 (1929)	若 慶 昌 明大	日
日	4分 1秒6 (1982)	クラゼデ 獨逸	15秒3 (1930)	藤田 辰三 東文理	東
東	4分4 秒2 (1931)	北本 正路 慶應	15秒3 (1927)	三木 義雄 慶應	西
西	4分10秒6 (1931)	北本 正路 慶應	16秒 (1929)	井街 謙 京都大	高
高	4分18秒4 (1929)	横山 勇一 關學	16秒 (1931)	大島 鎌吉 關西大	國
高	4分21秒4 (1928)	喜多 亮一 松本	16秒2	千田 信夫 三誠	日
國	三 千 米 競 走	—	二 百 米 低 障 碍	—	—
日	8分58秒4 (1928)	ルデュック 佛國	24秒3 (1930)	阿武 巖夫 慶應	東
東	—	—	24秒3 (1926)	福井 行雄 東高師	西
西	—	—	25秒4 (1927)	平井 兼三郎 京薬専	高
高	—	—	25秒2 (1929)	池田 博二 四高	國
國	五 千 米 競 走	—	四 百 米 中 障 碍	—	—
日	15分24秒3 (1930)	ダルスト 瑞典	54秒2 (1930)	シンブソン 英國	日
東	15分45秒4 (1931)	北本 正路 慶應	59秒2 (1931)	陸口 正一 明大	東
西	—	—	57秒4 (1931)	陸口 正一 明大	西
高	17分18秒4 (1927)	中川 實 關西大	58秒4 (1928)	井街 謙 京都大	高
高	17分2秒3 (1927)	鈴木 茂 三高	—	—	—

國	四 百 米 競 走	—	日	7分38 (1928)	織田 幹雄 早大
日	41秒9 (1930)	ザルツ、メツ ツナー、エル ドラツヘル、 ケーニツヒ	獨逸	7分07 (1929)	富山 一郎 東大
東	41秒6 (1931)	井沼佐々木 阿武、吉岡	日本	7分10 (1928)	大島 鎌吉 關西大
西	43秒 (1930)	佐々木祇園 浅川、吉岡	東文理	7分13 (1927)	村上 國平 廣島
高	44秒9 (1930)	渡邊、鍋島 長島、相澤	京都大	走 高 跳	—
國	45秒 (1930)	毛利、安川 西郷、山田	學習院	1分90 (1930)	ライニツカ 芬蘭
日	八 百 米 競 走	—	—	1分90 (1930)	木村 一夫 早大
東	1分29秒8 (1931)	井沼、高野 西田、中島	早大	1分96 (1930)	木村 一夫 早大
西	1分32秒 (1928)	佐藤、大澤 中島、南部	早大	1分81 (1928)	長島 滿 京都大
高	—	—	—	1分81 (1929)	井上 幸彦 六高
國	千 六 百 米 競 走	—	—	三 段 跳	—
日	3分19秒6 (1930)	佛國 學生	—	15分45 (1929)	織田 幹雄 早大
東	3分24秒8 (1931)	大木、松平 鍋島、西	日本生	14分54 (1927)	織田 幹雄 早大
西	3分31秒2 (1931)	直木、野鳥 關水、大木	法政大	15分43 (1931)	大島 鎌吉 關西大
高	3分53秒 (1930)	松野、栗山 相澤、鍋島	京都大	14分21 (1929)	翠 英賢 静岡
國	3分36秒2 (1927)	岡田、村岡 湯淺、鈴木	三高	棒 高 跳	—
日	オ リ ン ピ ッ ク 競 走	—	—	4分11 (1930)	西田 修平 日本
東	3分32秒 (1930)	ドイツ學生	—	4分15 (1930)	西田 修平 早大
西	—	—	—	4分 (1929)	西田 修平 早大
高	—	—	—	3分85 (1930)	三村 重勝 關學
國	フ 井 ー ル ド	—	—	3分53 (1927)	勝原 享三 六高
日	走 幅 跳	—	—	砲 丸 投	—
東	7分34 (1928)	マイヤー	ドイツ	15分21 (1930)	ダラニイ 匈牙利

日	13分31 (1931)	齋藤 眞備	慶 應	東	64分78 (1931)	住吉 耕作	早 大
東	12分90 (1931)	青野 輝夫	早 大	西	57分93 (1931)	長尾 三郎	關西大
西	11分915 (1924)	溝川 末吉	山口商	高	51分48 (1926)	鈴木 重喜	水 戸
高	13分86 (1931)	松野 榮郎 (12ポンド)	甲 南		鐵 槌 投		
		圓 盤 投		國 日	46分17 (1929)	中川 義勝	早 大
國	45分07 (1930)	ヴァーラモ	芬 蘭	東	45分84 (1931)	長尾 雄治	明 大
日	43分78 (1931)	板橋政治郎	慶 應	西	41分66 (1929)	塚本 甯之助	同志大
京	41分21 (1930)	黒田 保次	慶 應	高	43分59 (1928)	島田 忠顯 (12ポンド)	六 高
西	37分07 (1929)	玉井 健三	和歌山 高 商		五 種 競 技		
高	37分23 (1929)	村尾 一夫	五 高	國	3,986點66 (1930)	ト ラ モ	芬 蘭
		槍 投		日 東	—	—	—
國	66分40 (1930)	スク シ ー	芬 蘭	西 高	—	—	—
日	66分42 (1930)	住吉 耕作	早 大				

師範學校 中等學校

日は中等學校最高記録、全は
全國中等學校選手権、東は關東
中等學校選手権、西は關西中等
學校選手権大會最高記録を示す

ト ラ ッ ク

百 米 競 走

記録年代	選手名	所屬
日 10秒9 (1929)	吉岡 隆徳	島根師

全	10秒9 (1929)	吉岡 隆徳	島根師
東	11秒4 (1930)	大野 嘉夫	佐野中
西	11秒 (1931)	竹 中	石橋中
	11秒 (1931)	將積 雄二	御影師
	二 百 米 競 走		
日	22秒 (1929)	吉岡 隆徳	島根師
全	22秒 (1929)	吉岡 隆徳	島根師
東	—	—	—

西	23秒 (1928)	奥山 善道	福島商	東	—	—	—
	四 百 米 競 走			西	17秒 (1929)	竹信 重行	鳥取師
日	51秒4 (1931)	相原 豊次	下野中		二 百 米 低 障 碍		
全	51秒4 (1931)	相原 豊次	下野中	日	24秒4 (1929)	吉岡 隆徳	島根師
東	53秒 (1931)	茂木 正夫	群馬師	全	24秒4 (1929)	吉岡 隆徳	島根師
西	52秒5 (1930)	三柳 將雄	姫路師	東	26秒4 (1931)	平井 行男	濱松師
	八 百 米 競 走			西	26秒2 (1929)	横山 瑛三	關西中
日	2分2秒2 (1931)	中村 清	龍山中		四 百 米 繼 走		
全	2分2秒2 (1931)	中村 清	龍山中	日	44秒4 (1931)	{庄司、榎本 三柳、菊田}	關 西 チ ー ム
東	2分11秒2 (1929)	塔本 正三	同志中	全	45秒4 (1929)	{荒木、宮田 青木、吉岡}	島根師
	千 五 百 米 競 走			西	45秒3 (1930)	{牛丸、田中 將積、松本}	御影師
日	4分18秒3 (1931)	中村 清	龍山中		八 百 米 繼 走		
全	4分19秒1 (1924)	堀 鏡一郎	郡山中	日	—	—	—
東	4分22秒6 (1930)	山口 國高	埼玉師	全	—	—	—
西	4分28秒5 (1931)	朝倉 充	一神商	東	1分38秒4 (1930)	{岩佐、宮川 平澤、溝口}	成東中
	五 千 米 競 走			西	1分38秒4 (1931)	{出射、阪井 木村、野口}	岡山師
日	16分28秒2 (1930)	奈良岡健三	青森師		千 六 百 米 繼 走		
全	16分28秒2 (1930)	奈良岡健三	青森師	日	3分32秒4 (1931)	{三柳、鈴木 松山、菊田}	關 西 チ ー ム
東	16分55秒2 (1931)	木村 正義	關東商	全	3分38秒6 (1931)	{阿部、高橋 佐藤、田邊}	新潟師
西	17分 2秒 (1929)	須佐 藤太	和歌商	東	—	—	—
	百 十 米 高 障 碍			西	3分41秒4 (1930)	{三柳、龜村 岩淺、島田}	姫路師
日	16秒3 (1929)	吉岡 隆徳	島根師		フ 井 ー ル ド		
全	16秒3 (1929)	吉岡 隆徳	島根師	走 踏 跳			
	7分 (1930)	將積 雄二	御影師	日	—	—	—

全	7分 (1930)	將積 雄二	御影師
東	6分59 (1931)	佐藤 正	東京府八中
西	6分99 (1928)	飯室 照次	市岡中
走	高 跳		
日	1分84 (1931)	安達 清	關西中
全	1分48 (1931)	安達 清	關西中
東	1分80 (1931)	柳田 勇	平塚農
西	1分80 (1930)	安達 清	關西中
三 段 跳			
日	13分91 (1931)	近藤長治衛門	新潟師
全	13分91 (1931)	近藤長治衛門	新潟師
東			
西	13分96 (1928)	笹部 長巳	岡山一商
棒 高 跳			
日	3分70 (1928)	望月 倭夫	静岡師
全	3分70 (1928)	望月 倭夫	静岡師
東	3分56 (1930)	松本伊和夫	埼玉師
西	3分35 (1931)	喜多 幸治	宇治山田中
砲 丸 投			
日	14分13 (1928)	入江 卷雄	鳥取師
全	13分90 (1929)	栗原傳次郎	埼玉師
東	13分77 (1928)	吉澤 宗吉	埼玉師
西	14分13 (1928)	入江 卷雄	鳥取師

日	37分53 (1929)	入江 卷雄	鳥取師
全	37分43 (1927)	入江 卷雄	鳥取師
東	34分22 (1930)	栗原傳次郎	埼玉師
西	36分79 (1928)	久内 武	京都師
日	53分66 (1931)	池永 正治	京都師
全	53分66 (1931)	池永 正治	京都師
東	50分70 (1931)	朝倉 政之	鎌倉師
西	51分50 (1931)	石井 治助	山口師

東西對抗

朝日新聞社主催

トラック

種目	記録年代	選手名
百 米	10秒9 (1927)	谷 三三五(西)
二百 米	22秒 (1927)	西 巖(西)
四百 米	51秒4 (1927)	松重 秀男(西)
八百 米	2分0秒4 (1924)	納戸 徳重(東)
千五百 米	4分11秒4 (1929)	津田晴一郎(東)
五千 米	16分19秒4 (1929)	津田晴一郎(東)
一 萬 米	33分50秒 (1929)	北本 正路(東)
マラソン	2時間44分28秒8 (1929)	楠 好藏(西)
高 障 碍	16秒 (1926)	福井 行雄(東)

四百 米 障 碍	58秒4 (1929)	長谷川 浩(東)
八百 繼 走	1分31秒6 (1929)	佐藤、南部 キヤノン、(東) 村上
千 六 百 繼 走	2分31秒6 (1929)	土居、鍋島(西) 勝田、西

フ井ールド

走 高 跳	1分88 (1926)	平岡 進(東)
走 幅 跳	7分19 (1926)	織田 幹雄(東)
三 段 跳	14分65 (1926)	織田 幹雄(東)
棒 高 跳	3分65 (1929)	望月 倭夫(東)
砲 丸 投	13分22 (1929)	高田 静雄(西)
四 盤 投	40分01 (1929)	板橋政治郎(東)
槍 投	57分045 (1927)	小山 濠一(東)
鐵 槌 投	46分51 (1929)	沖田 芳夫(東)

青年團の部

神は神宮體育大會、東は關東青年團、西は關西青年團大會を示す

トラック

種目	記録年代	選手名	所屬
百 米 競 走			
神	10秒9 (1931)	山次 申	鹿兒島
東	11秒1 (1930)	増田 磯 茨 城	
西	11秒2 (1930)	岩橋 將夫 和歌山	

神	四 百 米 競 走	51秒4 (1931)	渡邊 福雄 福岡
東		53秒 (1930)	加藤 滿 神奈川
西		52秒6 (1930)	岩森 軍治 兵庫

神	千 五 百 米 競 走	4分14秒3 (1927)	中田 榮一 栃 木
東		4分22秒6 (1930)	地 曳 千 葉
西		4分23秒6 (1930)	尾山 春三 廣 島

神	一 萬 米 競 走	32分32秒6 (1927)	大坪 岩吉 佐 賀
東		33分31秒2 (1930)	大谷 岩松 神奈川
西		33分49秒4 (1930)	奥村 市次 鳥 取

神	八 百 米 繼 走	1分32秒2 (1931)	岩切、中道 宮田、山次 鹿兒島
東		1分33秒8 (1930)	加藤、中丸 陶山、鈴木 神奈川
西		1分34秒 (1930)	早、喜多 進藤、泉本 兵 庫

フ井ールド

神	走 幅 跳	7分07 (1931)	三谷禎一郎 廣 島
東		6分61 (1930)	岡田 和好 埼 玉
西		6分96 (1930)	三谷禎一郎 廣 島
神	走 高 跳	1分86 (1931)	望月 定次 靜 岡
東		1分75 (1930)	岡田 和好 埼 玉
西		1分81 (1930)	木戸 公一 兵 庫

砲丸投 (12ポンド)			
神	15 ^分 13 ^秒 5	溝川 末吉	京都
東	13 ^分 57 ^秒	布施 文雄	千葉
西	15 ^分 32 ^秒	高田 静雄	広島

砲丸投 (16ポンド)			
神	12 ^分 96 ^秒	高田 静雄	広島
東	—	—	—
西	—	—	—

女子世界・萬國・日本

世は世界、オは萬國女子オリンピック大會、日は日本女子最高記録を示す

トラック

五十米競走			
世	6 ^秒 4	メゼリコバ	チエコ
オ	—	—	—
日	6 ^秒 4	人見 絹枝	大毎
六十米競走			
世	7 ^秒 6	メゼリコバ	チエコ
オ	—	—	—
日	7 ^秒 7	ワラシヴィツ	波蘭
百米競走			
世	12 ^秒	クツク	加奈陀
オ	—	—	—
日	12 ^秒 2	人見 絹枝	大毎

二百米競走

世	24 ^秒 7	人見 絹枝	日本
オ	25 ^秒 7	ワラシヴィツ	波蘭
日	24 ^秒 7	人見 絹枝	大毎

八百米競走

世	2分16 ^秒 3	ラトケ	獨逸
オ	2分21 ^秒 9	ルン	英國
日	2分36 ^秒 6	眞木 ウン	山形二女

八十米障礙

世	12 ^秒 2	シクロヴァ	チエコ
オ	—	—	—
日	12 ^秒 4	中西 みち	京二條

二百米繼走

世	—	—	—
オ	—	—	—
日	25 ^秒 5	安達、葛尾、中山、湯淺	女體專

四百米繼走			
世	48 ^秒 4	ローゼンフエルド、ベール、スミス	カナダ
オ	49 ^秒 9	ドイツチーム	—
日	51 ^秒 6	瀧品、堀、小川、人見	L、A、C、

八百米繼走			
世	1分47 ^秒 6	佛國チーム	—
オ	—	—	—
日	1分57 ^秒 8	秋山、堀北、松翁	淀の水

フ井ールド

世	1 ^分 60 ^秒 5	ギゾルフ	和蘭
オ	1 ^分 57 ^秒	ブラウミュラー	獨逸
日	1 ^分 46 ^秒	野口 清子、廣橋百合子	淑徳女、羽咋女
世	5 ^分 93 ^秒	人見 絹枝	日本
オ	—	—	—
日	5 ^分 90 ^秒	人見 絹枝	日本

日	5 ^分 98 ^秒	人見 絹枝	大毎
世	—	—	—
オ	12 ^分 85 ^秒	ホイブライン	獨逸
日	12 ^分 49 ^秒	ホイブライン	獨逸
世	9 ^分 85 ^秒	石津みつゑ	山中女
世	39 ^分 62 ^秒	コノバスカ	波蘭
オ	36 ^分 80 ^秒	コノバスカ	波蘭
日	34 ^分 32 ^秒	石津みつゑ	山中女
世	42 ^分 32 ^秒	シュールマン	獨逸
オ	42 ^分 32 ^秒	シュールマン	獨逸
日	34 ^分 82 ^秒	眞保 正子	女體專
世	217 ^點	人見 絹枝	日本
オ	200 ^點	ブラウミュラー	獨逸
日	217 ^點	人見 絹枝	大毎

水上最高記録表

世界・萬國・極東・日本

世は世界、オは萬國オリンピック、極は極東競技大會、日は日本最高記録を示す

自由形

五十米自由形			
世	—	—	—

才極	26秒8 (1927)	ウルカ	比律賓	極日	6分22秒6 (1931)	横山 隆志	早大
日	26秒4 (1931)	宮本 武夫	早大	八百米自由形			
世	57秒4 (1924)	ワイス ミュラー	米 國	世	10分16秒6 (1931)	牧野 正蔵	日 本
才	58秒6 (1928)	ワイス ミュラー	米 國	才極日	10分16秒6 (1931)	牧野 正蔵	見付中
極	1分0秒8 (1930)	高石 勝男	日 本	千 米 自 由 形			
日	59秒2 (1931)	宮崎 康二	濱 名 泳	世	13分24秒 (1928)	アルネ・ ボルグ	瑞 典
世	2分8秒 (1927)	ワイス ミュラー	米 國	才極日	13分15秒2 (1931)	武村 寅雄	明 大
才極日	2分15秒4 (1931)	横山 隆志	早 大	千五百米自由形			
世	3分27秒6 (1931)	タリス	佛 國	世	19分7秒2 (1927)	アルネ・ ボルグ	瑞 典
才極日	3分40秒2 (1930)	牧野 正蔵	見付中	才極日	19分51秒8 (1928)	アルネ・ ボルグ	瑞 典
世	4分47秒 (1931)	タリス	佛 國	極日	20分3秒4 (1930)	横山 隆志	日 本
才	5分1秒6 (1928)	ワイス ミュラー	米 國	日	19分35秒2 (1930)	牧野 正蔵	濱 名 泳
極	5分2秒4 (1930)	武村 清	日 本	背 泳			
日	4分55秒 (1930)	武村 清	明 大	世	32秒2 (1931)	清川 正二	名古屋 高 商
世	6分8秒4 (1925)	アルネ・ ボルグ	瑞 典	才極日	1分8秒2 (1928)	コヂヤツク	米 國
才				世	1分8秒2 (1928)	コヂヤツク	米 國
				極日	1分14秒2 (1930)	人江 稔夫	日 本

日	1分12秒 (1931)	河津憲太郎	明 大	四 百 米 平 泳			
世	2分32秒2 (1930)	コヂヤツク	米 國	世	5分50秒2 (1926)	ラーデマツ ヘル	獨 逸
才極日	2分37秒8 (1928)	人江 稔夫	茨木中	才極日	6分24秒4 (1929)	鶴田 義行	明 大
世	5分42秒 (1928)	人江 稔夫	日 本	五 百 米 平 泳			
才極日	5分42秒 (1928)	人江 稔夫	茨木中	世	7分36秒6 (1931)	ラインゴ ルド	芬 蘭
日	8分30秒8 (1929)	鶴田 義行	報知新聞	才極日	8分30秒8 (1929)	鶴田 義行	報知新聞
リ レ ー							
二 百 米 リ レ ー							
世	1分46秒8 (1930)	宮本、高橋 益田、高石	日 本	世	1分46秒8 (1930)	宮本、高橋 益田、高石	日 本
才極日	34秒6 (1929)	鶴田 義行	明 大	四 百 米 リ レ ー			
世	1分14秒 (1929)	ウォルター ・スペンス	米 國	世	4分4秒4 (1931)	佐田、宮崎 片山、高石	日 本
才極日	1分14秒8	鶴田 義行	明 大	八 百 米 リ レ ー			
世	2分45秒 (1929)	鶴田 義行	日 本	世	9分36秒2 (1928)	クラブ ローファ コヂヤツク ワイスマ ユラー	米 國
才極日	2分48秒8 (1928)	鶴田 義行	日 本	才極日	9分20秒8 (1931)	宮崎、新聞 野田、牧野	濱 名 泳
極日	2分52秒9 (1927)	イルデフオ ンツ	比律賓				
日	2分45秒 (1929)	鶴田 義行	明 大				

大學、高專、中等記録

全は全國學生聯盟、西は關西學生聯盟、高は全國高校、中は東西中等對抗記録を示す

自由形

五十米自由形

全	26秒6 (1930)	高橋 成夫	早大
西	28秒 (1930)	横田 弘一	同志社
高中	—	—	—

百米自由形

全	59秒4 (1925)	高石 勝男	早大
西	1分4秒2 (1930)	伊藤 茂逸	關學
高中	1分2秒3 (1931)	藤原 豊	佐賀
中	1分0秒4 (1930)	横山 隆志	高知商

二百米自由形

全	2分17秒 (1926)	高石 勝男	早大
西	2分24秒6 (1931)	松本 治一	關學
高中	2分20秒8 (1931)	藤原 豊	佐賀
中	2分17秒6 (1930)	横山 隆志	高知商

四百米自由形

全	5分3秒4 (1926)	高石 勝男	早大
西	5分16秒 (1931)	山尾 大吉	關學

高	5分9秒 (1929)	井澤 和夫	靜岡
---	----------------	-------	----

中	4分57秒4 (1931)	牧野 正藏	見付中
---	------------------	-------	-----

八百米自由形

全	10分45秒2 (1931)	坂上安太郎	早大
---	-------------------	-------	----

西	11分8秒2 (1931)	安藤 秀信	關學
---	------------------	-------	----

高	11分14秒 (1929)	井澤 和夫	靜岡
---	------------------	-------	----

中	10分16秒6 (1931)	牧野 正藏	見付中
---	-------------------	-------	-----

背泳

百米背泳

全	1分13秒2 (1931)	人江 稔夫	早大
---	------------------	-------	----

西	1分17秒 (1931)	吉瀬 智雄	關學
---	-----------------	-------	----

高	1分15秒5 (1929)	大槻 繁	佐賀
---	------------------	------	----

中	1分14秒4 (1930)	鈴木 政雄	中泉農
---	------------------	-------	-----

平泳

二百米平泳

全	2分58秒2 (1931)	原 毅	東大
---	------------------	-----	----

西	3分6秒2 (1928)	岡島 武夫	同志社
---	-----------------	-------	-----

高	2分59秒6 (1928)	原 毅	姫路
---	------------------	-----	----

中	2分50秒6 (1931)	小池 禮三	沼津商
---	------------------	-------	-----

リレー

二百米リレー

全	1分49秒 (1930)	{ 森、坂上 { 宮本、高橋	早大
---	-----------------	-------------------	----

西	1分52秒 (1931)	{ 岸本、野村 { 松本、吉瀬	關學
---	-----------------	--------------------	----

高中	1分55秒 (1930)	{ 藤原、大柳 { 西田、竹之内	佐賀
----	-----------------	---------------------	----

中	1分52秒6 (1929)	{ 高橋、袴田 { 早川、片山	東部
---	------------------	--------------------	----

八百米リレー

全	9分37秒4 (1930)	{ 安田、浦木 { 武村、佐田	明大
---	------------------	--------------------	----

西	10分6秒6 (1930)	{ 松本、野村 { 安藤、伊藤	佐賀
---	------------------	--------------------	----

高中	10分5秒4 (1930)	{ 竹之内、西田 { 大槻、藤原	佐賀
----	------------------	---------------------	----

中	9分26秒6 (1931)	{ 宮崎、富樫 { 新聞、牧野	東部
---	------------------	--------------------	----

青年團記録

(明治神宮大會記録)

百米自由形

1分2秒4(1931)	樋口 榮一	京都
-------------	-------	----

四百米自由形

5分22秒6(1931)	小西虎次郎	島根
--------------	-------	----

百米背泳

1分20秒8(1931)	小田勘五郎	廣島
--------------	-------	----

二百米平泳

2分57秒(1931)	中川 重雄	愛知
-------------	-------	----

二百米リレー

1分54秒(1931)	田邊、谷口 鶴澤、樋口	京都
-------------	----------------	----

女子水上世界・日本

自由形

五十米自由形

世	—	—	—
日	33秒6 (1930)	松澤 初穂	市岡女

百米自由形

世	1分8秒 (1930)	マヂソン	米國
日	1分15秒4 (1931)	松澤 初穂	女子專

二百米自由形

世	2分34秒6 (1930)	マヂソン	米國
日	2分53秒2 (1931)	守岡 初子	茨木水泳園

三百米自由形

世	3分59秒5 (1930)	マヂソン	米國
日	4分31秒 (1931)	守岡 初子	茨木水泳園

四百米自由形

世	5分39秒2 (1928)	ノレリアス	米國
日	6分4秒4 (1931)	守岡 初子	茨木水泳園

五百米自由形

世	7分18秒 (1930)	ブラウン	和蘭
日	5分53秒6 (1931)	守岡 初子	茨木水泳園

八百米自由形

世	—	—	—
---	---	---	---

日	12分50秒2 (1931)	守岡 初子	茨木 水泳團
世	15分46秒6 (1929)	デーヴィー	濠洲
日	16分18秒8 (1931)	守岡 初子	茨木 水泳團
世	23分44秒6 (1927)	ノリアス	米國
日	24分42秒2 (1931)	守岡 初子	茨木 水泳團
背 泳			
世	40秒2 (1931)	横田 操	同志社 高女
世	1分20秒6 (1930)	ミーリング	濠洲
日	1分27秒4 (1931)	加藤 好子	愛知 淑徳女
世	2分58秒2 (1930)	ホルム	米國
日	3分14秒2 (1931)	加藤 好子	愛知 淑徳女
世	6分16秒8 (1928)	ブラウン	和蘭

平 泳			
五十米平泳			
世	43秒 (1930)	前畑 秀子	椛山 二女
世	1分26秒3 (1928)	ミューヘ	ドイツ
日	1分27秒6 (1930)	前畑 秀子	椛山 二女
世	3分10秒6 (1931)	ヒントン	英國
日	3分12秒4 (1930)	前畑 秀子	椛山 二女
世	6分41秒4 (1930)	ウォルム テンホルム	英國
五百米平泳			
世	8分23秒8 (1931)	ウォルス テンホルム	英國
リレー			
(世界の公認記録なし)			
200	2分23秒4 (1931)	{永井、戸張、 横井、前畑}	關東
400	5分24秒2 (1931)	{隱岐、櫻井、 横井、荒田}	京都 二條女
300	4分24秒 (1931)	{加藤、前畑、 小島}	關東

スキー・スケート記録

スキーの部

オリンピック

種目	記録年代	選手名	國名
五十キロ	3時間44分 32秒(1924)	ホーグ	諾威
	4時間52分 37秒(1927)	ベドルド	瑞典
	4時間28分 (1932)	ウエリー サーリネン	芬蘭

十八キロ	1時間14分3 1秒4(1924)	ホーグ	諾威
	1時間37分 1秒(1929)	ブラーデン	諾威
	1時間42分 7秒(1932)	スヴェン・ ウエツテル ストローム	瑞典
ジャンプ	49点 (1924)	タムス	諾威
	19点208 (1927)	アンデルセ ン	ノルウェー
	69点288点 (1932)	ビルゲルト ・ルンド	ノルウェー

なほ1932年二等のハンス・ベツツ(ノルウェー)は70米50の不倒距離を出した

全日本選手権記録

回数	年月日	会場
1	大正12・2・10	小樽
2	同 13・2・16	高田金谷山
3	同 14・2・14	大鰐阿闍羅山
4	同 15・2・6	豊原
5	昭和12=中止	—
6	同 3・2・4,5	札幌
7	同 4・2・2,3	高田金谷山
8	同 5・2・1,2	大鰐阿闍羅山
9	同 6・2・7,8	豊原
10	同 7・2・5,6,7	長野縣野澤

ジャンプ

回数	記録得点 最長不例	選手	所屬
1	16点10	讀岐 梅二	北海道
2	20点40 (1,000点)	緒方 直光	北海道
3	20点50	永田 弘	信越
	18点60 (18,92点)	青山 馨	北海大
4	22点10	吉崎國太郎	大湊
	22点20 (18,80点)	伴 素彦	北海大

備考 第三回冬季オリンピック競技において安達選手はジャンプで六十六米飛んだ

5	25点10	秋野 武夫	東葉専
6	27点 (18,318点)	神澤 謙二	北海大
7	28点 (17,125点)	村 本 牧田 光武	北海大
8	28点 (17,237点)	{牧田 輝 村 本}	北海大
9	36点50 (209点)	關口 勇	小樽
10	36点50 (209点)	同	同
	36点50 (209点)	同	同
10	44点43 (220点1)	奥山 欣一	早大
	44点	同	同

デスタンス

距離 (キ)	回数記録	選手名	所屬
1	5分59秒(1)	上野 秀麿	小樽中
	2分50秒(2)	山崎 正廣	妙高俱
4	27分4秒(1)	秋山 廣治	樺太青
	12分42秒(2)	矢澤 武雄	高田中
10	22分57秒(3)	高橋 昂	早大
	1時間3分 40秒(1)	島本 孫一	樺太青
15	56分54秒(2)	中川 新	早大
	1時間2分 33秒(3)	松田 幸藏	録陵俱
16	55分48秒(4)	矢澤 武雄	早大
	1時間20分5 1秒(6)	長田 光男	北海大
18	1時間39分3 0秒(3)	中川 新	早大
18	1時間42分1 6秒(7)	後藤 伍一	妙高俱

1時間12分1 2秒(8)	坪川 武光 早大	日	14秒5 (1932)	石原 省三 日本
1時間16分3 4秒(9)	松橋 朝一 妙高俱	氷	48秒 (1930)	木谷 徳雄 安東
1時間58分1 8秒(10)	宮下 義郎 中央電	學	52秒8 (1930)	倉町 太郎 明大
2時間14分1 6秒(4)	高橋 昂 早大			千五百米競走
2時間37分3 0秒(6)	栗谷川平五郎 札幌鐵	オ	2分20秒8 (1924)	ツンベルグ 芬蘭
4時間1分31 秒(7)	上石 巖 フラタ ナル俱	日	2分31秒5	河野 泰男 日本
3時間40分2 秒(8)	岩崎 三郎 早大	氷	2分35秒 (1931)	小池 富次 奉天
3時間45分7 秒(9)	上石 巖 高田	學	2分56秒9 (1931)	小西 健一 早大
3時間50分4 秒(10)	宮村 六郎 北海大			五千米競走
リ		オ	8分39秒 (1924)	ツンベルグ 芬蘭
8 49分 5秒(1)	{野中、昂山 小樽商 {金田、見島	日	9分32秒2 (1931)	潤間 留十 諏訪
36分15秒(2)	{高橋、中川 早大 {田中、永田	氷	9分32秒2 (1931)	潤間 留十 諏訪
1時間31分 (3)	{竹節、高橋 早大 {吉田、中川	學	10分21秒8 (1931)	牧 定夫 早大
2時間 3分35 秒(4)	{矢澤、吉田 早大 {竹節、高橋			一萬米競走
2時間28分26 秒(6)	{葛西、田村 北海 {栗谷川、足羽 FR	オ	18分4秒8 (1924)	スタット 芬蘭 ネーブ
2時間22分45 秒(8)	{坪川、山口 早大 {矢澤、岩崎	日	19分48秒5 (1931)	潤間 留十 諏訪
2時間46分37 秒(9)	{土田、森田 豊原中 {長島、小林	氷	19分56秒9 (1931)	潤間 留十 諏訪
2時間36分55 秒(10)	{岡本、後藤 中央電 {松橋、宮下	學	21分11秒 (1923)	金子 武康 明大

スケート

(オはオリンピック、日は日本最高、氷は氷上競技聯盟、學は學生聯盟の記録を示す)

オ	五百米競走	記録年代	選手名	所屬
		43秒2	ヂヤック・シエー	米國
		(1932)		

備考 五百米の43秒2は豫選における記録で決勝は43秒4であつた

著名體育團體住所録

一般團體

- △大日本體育協會 (東京市麹町區丸之内二丁目一〇仲十四號館三號)
- △京都體育協會 (京都市役所内)
- △名古屋體育協會 (名古屋市役所内)
- △大阪體育協會 (大阪市役所内)
- △朝鮮體育協會 (京城府若草町二二)
- △滿洲體育協會 (大連市滿鐵會社社會課内)
- △台灣體育協會 (台北市、台灣總督府文教局内)

陸上競技

- △全日本陸上競技聯盟 (東京市麹町區丸之内仲通六號館)
- △關東陸上競技協會 (東京市麹町區丸之内仲通六號館)
- △日本學生陸上競技聯合 (東京市神田區錦町一ノ一八 日本日曜學校協會内)
- △關東學生陸上競技聯盟 (東京市神田區錦町一ノ一八 日本日曜學校協會内)
- △關西學生陸上競技聯盟 (京都市四條河原町蛸薬師奈良屋町エミヤ運動具店內)

野球

- △東京六大學リーグ事務所 (東京市外千駄ヶ谷明治神宮外苑管理所内)
- △京都五大學リーグ事務所 (京都市三河原町南エビスヤ内)

- △四帝大野球聯盟事務所 (京都市吉田區京都帝國大學學生監内)
- △關西學生野球聯盟 (假事務所大阪朝日新聞社内)
- △東京學生リーグ事務所 (東京市赤坂區青山南町五ノ八九土肥冬男氏方)
- △東都中學リーグ事務所 (東京市赤坂區仲ノ町赤坂中學校野球部内)
- △東海中等學校野球聯盟事務所 (名古屋市西區船入町四番地大阪朝日新聞名古屋支局内)
- △三田俱樂部事務所 (東京市外大崎町白金猿町八五櫻井彌一郎氏方)
- △關西三田俱樂部事務所 (大阪市北區角田町阪急電鐵株式會社電燈課物集氏方)
- △稻門俱樂部事務所 (東京市外下戸塚五〇三)
- △關西稻門俱樂部 (大阪市東區堺筋山口ビル八階日本澱粉株式會社)
- △駿台俱樂部事務所 (東京市麹町區有樂町三ノ一大福海上火災保險株式會社東京支店伊藤梅次郎氏方)
- △關西駿台俱樂部 (大阪市北區堂島濱通一丁目中辻藤三郎方)
- △法友俱樂部 (東京府下野方町上高田三五四、法政合宿所内)
- △セントポール (東京市麹町區丸ノ内丸ビル清水組永田庚二氏方)
- △スター俱樂部 (神戸市宮本通三丁目二ノ二植田平一氏方)

△ダイヤモンド俱樂部(神戸市磯邊通四丁目六一福田健一氏方)

庭球

- △日本庭球協會(東京市麴町區丸之内、帝國生命館八階)
△日本庭球協會關東支部(日本庭球協會と同一ヶ所)
△日本庭球協會關西支部(大阪市東區淡路町四大澤ビル二階十五號室電話本局1928)
△日本庭球協會東海支部(名古屋市中區南大津町一丁目四番地)
△日本庭球協會九州支部(福岡市三井銀行)
△日本軟球聯盟(東京芝區琴平町二寺田良明宛電話芝195)
△日本軟球聯盟關西本部(神戸市須磨大手宮の浦八番地)
△關東學生軟球聯盟(東京日比谷公園内市政會館三階)
△學生軟球聯盟關西支部(京都市蛸薬師御幸町林喜一氏方)
△關西婦人庭球俱樂部(大阪市港區九條南通三丁目戸田定代方)

水泳

- △日本水上競技聯盟(東京代々木山谷三〇〇電話四谷1770)
△全國學生水上競技聯盟(東京市神田區錦町三丁目八、野村憲夫方)
△關東水泳協會(東京市下谷區櫻木町四八)
△濱名灣水泳協會(濱松市元城町元城小學校氣付)

漕艇

- △日本漕艇協會(東京市京橋區宗十郎町一番地電話銀座1765)
△日本漕艇協會關東支部(東京市神田三崎町日大内)
△日本漕艇協會關西支部(京都市外深草町福稻坂川一四、笠原功氏方)

△關西漕艇俱樂部(大阪市北區中野町三丁目六電話東4418)

蹴球

- △大日本蹴球協會(東京市京橋區宗十郎町一番地)
△大日本蹴球協會北海道支部(札幌市北海道大學蹴球部内)
△大日本蹴球協會東北支部(仙台市東北市帝大學友會蹴球部内)
△大日本蹴球協會關東支部(東京市外西巢鴨町中原一三四五、峰岸春雄氏方)
△大日本蹴球協會東海支部(名古屋鐵道局經理課名古屋倉庫内松田靜氏方)
△大日本蹴球協會北陸支部(富山縣廳學務部内)
△大日本蹴球協會京阪支部(大阪市東區橫堀町二ノ一七、田邊治太郎氏方)
△大日本蹴球協會兵庫支部(神戸市三ノ宮町三丁目、丸善運動具部内)
△大日本蹴球協會中國、四國支部(廣島市天神町、清水直右衛門氏方)
△大日本蹴球協會九州支部(熊本縣廳學務部)
△大日本蹴球協會朝鮮支部(京城府明治町二ノ二五、朝鮮體育協會内)

ラグビー

- △日本ラグビー蹴球協會(東京市京橋區銀座西五丁目二番地興業ビル三階、電話銀座3200)
△關東ラグビー蹴球協會(日本フグビ蹴球協會と同じ)
△西部ラグビー蹴球協會本部(大阪市北區堂島、堂ビル十階、電話北5890-5899)
△西部ラグビー蹴球協會大阪支部(西部ラグビー蹴球協會本部と同じ)
△西部ラグビー蹴球協會京都支部(京都市丸太町通淨福寺東入、望月信次

方電話西陣4046)

- △西部ラグビー蹴球協會神戸支部(神戸市元町三丁目美津濃運動具店內、電話三宮3877)
△西部ラグビー蹴球協會名古屋支部(名古屋市中區西松ヶ枝町一、東邦電力名古屋支店內丸山功氣付、電話中2181-2191)
△西部ラグビー蹴球協會九州支部(福岡市天神町東邦ビル三階、電話3001)
△西部ラグビー蹴球協會朝鮮支部(京城府黃金町五京城師範學校内園部暢氣付、電話4480)
△西部ラグビー蹴球協會滿洲支部(大連市伏見台南滿工業專門學校内安藤武雄氣付、電話4128)
△西部ラグビー蹴球協會台灣支部(台北市表町大阪朝日新聞社台北支局内電話1300)

籠球

- △大日本バスケットボール協會(東京市神田區美土代町三丁目東京基督教青年會體育館電話神田807,3260)
△全日本學生籠球聯盟(東京市外池袋町立教大學内)

排球

- △大日本排球協會(神戸市中山手通七丁目三二番地)
△大日本排球協會關西支部(神戸市六甲八幡宇宮山三)
△大日本排球協會關東支部(東京丸ビル内、藥師寺法律事務所)
△大日本排球協會中國支部(廣島市大手町三丁目)
△大日本排球協會名古屋支部(名古屋體育協會内)

ホッケー

- △全日本ホッケー協會(京都市麴町區

丸ノ内仲十四號館三號大日本體育協會内電話丸ノ内1793)

△關西ホッケー俱樂部(大阪市西區道頓堀通二丁目十二番地)

スキー

- △全日本スキー聯盟(東京市本郷區駒込神明町小川勝次氏方電話小石川1052)
△全日本學生スキー聯盟(東京市小石川區久堅町五八、河本禎助氏方電話小石川15344)
△關西學生スキー聯盟(大阪市北區中之島、大阪朝日新聞社内)

スケート

- △大日本スケート聯盟(東京芝區白金三光町交野政邁氏方)
△關西スケート聯盟(大阪市北區中之島、大阪朝日新聞社内)

馬術

- △關東學生乘馬聯盟(東京市牛込區市ヶ谷士官學校内)
△關西學生乘馬聯盟(大阪市北區中之島大阪醫科大學馬術部内)(事務所同中之島二丁目十二番地若林經二氏方)

昭和七年三月廿五日印刷
昭和七年四月五日發行

昭和七年運動年鑑附錄
各種運動競技規則全集

不許
複製

大阪市北區中之島三丁目三番地
株式會社朝日新聞社

編輯兼發行兼印刷者 大道弘雄

大阪市北區中之島三丁目三番地
株式會社朝日新聞社

印刷所 大阪朝日新聞發行所

發行所

大阪市北區中之島
三丁目三番地

株式會社 朝日新聞社

360-3921



1200501412743

360

3921

終